

第2次福津市一般廃棄物処理基本計画
(中間見直し)案

令和6年3月
福津市

目 次

第1章 計画策定の背景および目的	1
第1節 計画策定の背景および目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第2章 地域概要の把握	3
第1節 自然環境	3
1 位置、地形	3
第2節 社会環境	4
1 人口の動態・分布	4
2 産業特性	6
3 土地利用	7
4 将来構想	8
第3章 ごみ処理の状況	9
第1節 ごみ処理事業の概要	9
1 ごみ処理の概要	9
2 ごみ処理の体系	9
第2節 ごみ排出量とごみ質の推移	13
1 ごみ排出量の推移	13
2 ごみの性状について	14
第3節 ごみの排出抑制・資源化の状況	16
1 排出抑制・資源化の状況	16
第4節 収集・運搬の状況	23
第5節 中間処理、最終処分の状況	24
第6節 1次計画の振り返り	27
第7節 課題の抽出	30
1 排出抑制	30
2 収集・運搬	31
3 中間処理	31

4	最終処分	3 1
第4章	基本方針	3 2
第1節	基本方針	3 2
第2節	目標年度	3 4
第5章	ごみ量の将来推計	3 5
第1節	人口の予測	3 5
第2節	ごみの総排出量の予測	3 6
第6章	ごみ処理基本計画	3 7
第1節	排出抑制・再使用・資源化計画	3 7
1	計画目標	3 7
2	市民・事業者・行政の役割	4 0
3	排出抑制・資源化のための施策	4 1
第2節	収集・運搬計画	4 5
1	計画目標	4 5
2	収集・運搬の方法	4 5
第3節	中間処理計画	4 6
1	計画目標	4 6
2	中間処理の方法	4 6
第4節	最終処分計画	4 7
1	計画目標	4 7
2	最終処分の方法	4 7
第5節	不適正処理対策	4 8
1	不法投棄対策	4 8
2	処理困難物への対応対策	4 8
第6節	災害廃棄物処理計画の策定	4 8
第7章	生活排水処理基本計画	5 0
第1節	基本方針と目標年度	5 0
1	基本方針	5 0
2	目標年度	5 1

第2節	生活排水処理の現状	52
1	生活排水の排出の状況	52
2	し尿・浄化槽汚泥の処理状況	54
第3節	生活排水処理計画	56
1	生活排水処理主体	56
2	処理の目標	56
3	生活雑排水を処理する区域および人口など	60
4	施設とその整備計画の概要	60
5	し尿・浄化槽汚泥の処理計画	61
6	その他	63
用語解説		64

(文中「※」印については、用語解説に記載しています)

第1章 計画策定の背景および目的

第1節 計画策定の背景および目的

福津市（以下、「本市」という。）では、廃棄物の処理に関しては平成20年3月に「第1次福津市一般廃棄物処理基本計画[※]」（以下、「1次計画」という。）を策定し、これを指針としてごみの発生抑制、資源化、適正処理を推進してきました。

策定から10年が経過し、この間に国では、平成30年に「第四次循環型社会形成推進基本計画[※]」を策定しました。これまで取り組みが遅れていたリデュース・リユースの取り組みの推進、使用済み製品からの有用金属の回収などが求められています。さらに、「ごみ処理基本計画策定指針[※]」は平成25年4月の「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律[※]」が施行されたことや、平成27年7月に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律[※]」に基づく基本方針の変更及び平成28年1月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律[※]」（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づく基本方針の変更を踏まえて、平成25年6月、平成28年9月の2回に亘り改定されました。令和2年10月に令和32年（2050年）までに脱炭素社会を目指す「カーボンニュートラル」を宣言、令和3年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布されるなど、新たな仕組みが構築されました。

本市は、リサイクル資源の分別排出や資源集団回収の実施、ごみの減量化に関する啓発を続け、ごみの減量化・資源化を推進しています。

このような社会・経済情勢の変化やさまざまな問題などに対応し、循環型社会の構築を目指すためには、今後も更なる廃棄物の減量化・資源化とともに、適正な処理を推進していく必要があります。そこで廃棄物処理に関して必要な施策を推進するための総合的かつ中長期的な計画として「第2次福津市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「2次計画」という。）を策定します。

今回の見直しでは、策定後5年が経過し、市内外の情勢の変化を加味し、変更を行うものです。

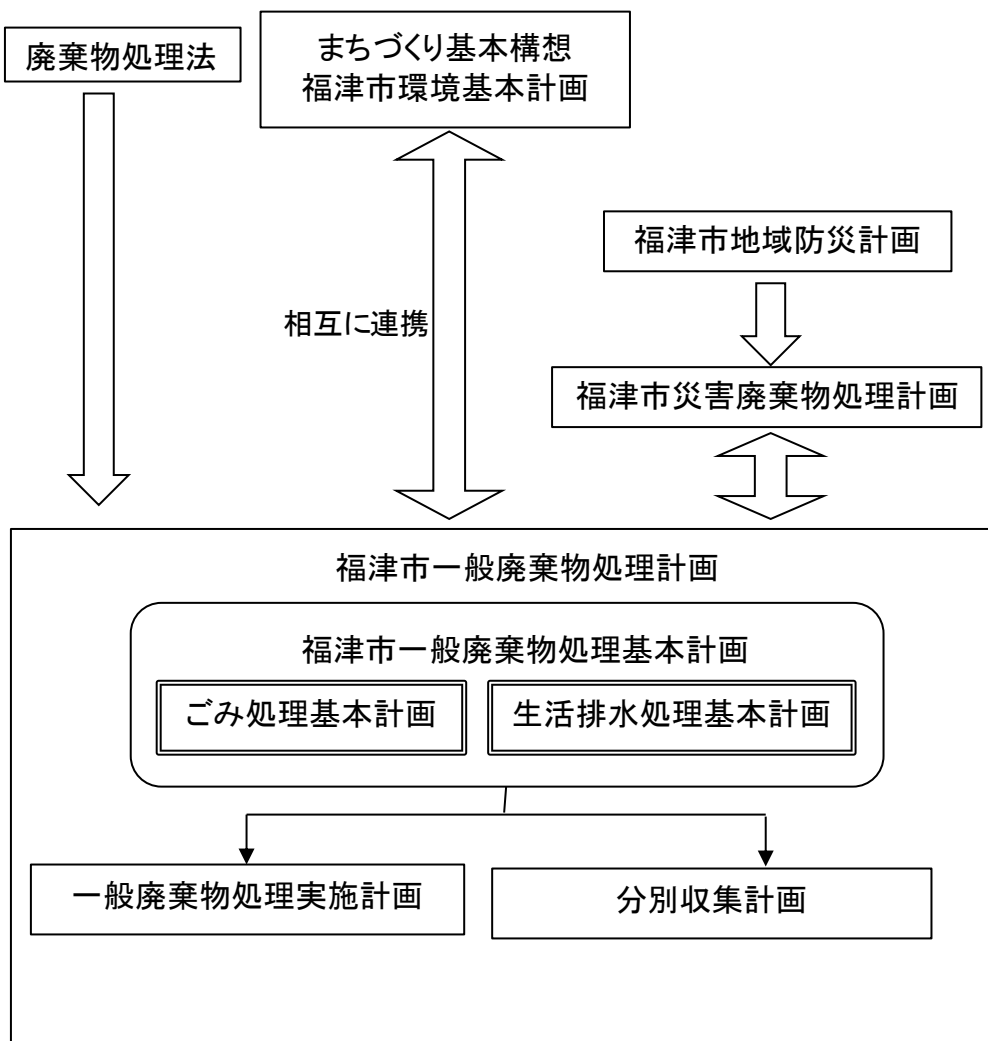
第2節 計画の位置付け

この計画は、廃棄物処理法の第6条第1項に規定される一般廃棄物処理計画の基本計画です。

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。

一般廃棄物処理基本計画については「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」から成ります。

図 1-1 本計画の位置付け



第2章 地域概要の把握

第1節 自然環境

1. 位置・地形

本市は、福岡県の北部にあり、福岡市と北九州市の間に位置しています。北東側は宗像市、南東側は宮若市、南側は古賀市に隣接しており、西側は玄界灘に面しています。福岡・北九州両政令市への通勤・通学の利便性を背景とした住宅地域として、更には、新鮮な食料品の生産供給地域としての広域的な役割を持っています。

市の面積は52.76km²で、東部を山、西部を海に囲まれています。特に海岸一帯と宮地嶽神社周辺の山林は、昭和31年に玄海国定公園に指定され、風光明媚な自然景観を形成しています。

図2-1 位置図



第2節 社会環境

1. 人口の動態・分布

(1) 人口と世帯数

本市の人口の推移は、表 2-1 と図 2-2 のとおりです。本市の人口は、年々増加しています。令和 4 年度は前年度と比較して 778 人増加しています。しかし、当初計画では令和 4 年度の推計人口は 69,714 人を見込んでいましたが、令和 4 年度の実績は 68,502 人と若干少なく推移しています。

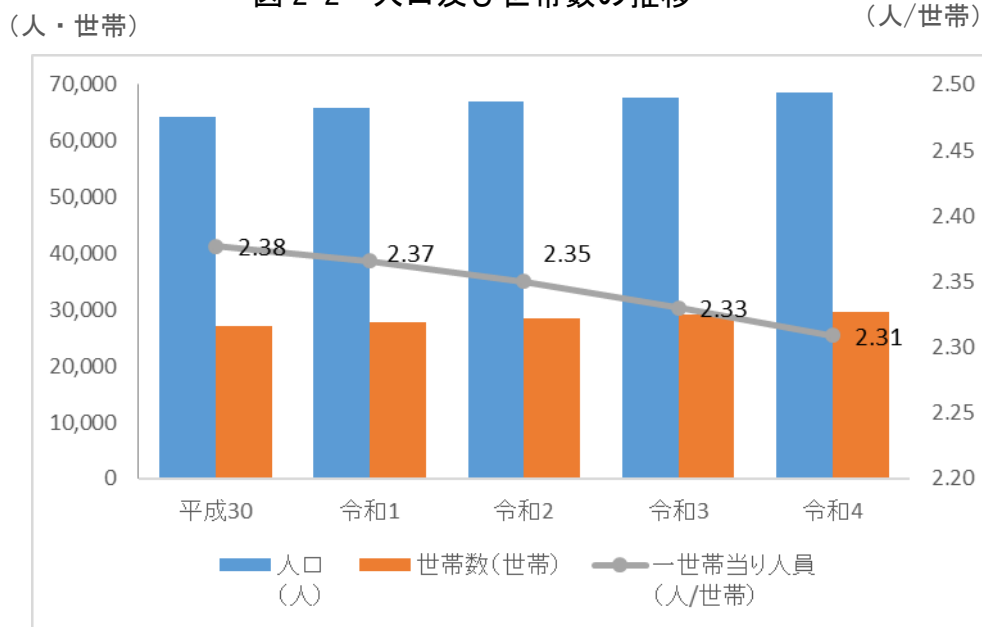
一世帯あたりの人員は、平成 30 年度で 2.38 人でしたが、令和 4 年度では 2.31 人と減少しました。核家族化の進行や一人暮らしの高齢者の増加が考えられます。

表 2-1 人口と世帯数の実績

年度	人口 (人)	対前年人口 増減数 (人)	対前年人口 増減率 (%)	世帯数 (世帯)	一世帯当り 人員 (人/世帯)
平成30	64,282	-	-	27,041	2.38
令和1	65,916	1,634	2.48	27,856	2.37
令和2	67,068	1,152	1.72	28,537	2.35
令和3	67,724	656	0.97	29,064	2.33
令和4	68,502	778	1.14	29,662	2.31

(資料: 住民基本台帳(各9月30日現在))

図 2-2 人口及び世帯数の推移



(2) 人口構造

年齢別人口の状況は、表 2-2 と図 2-3 のとおりです。

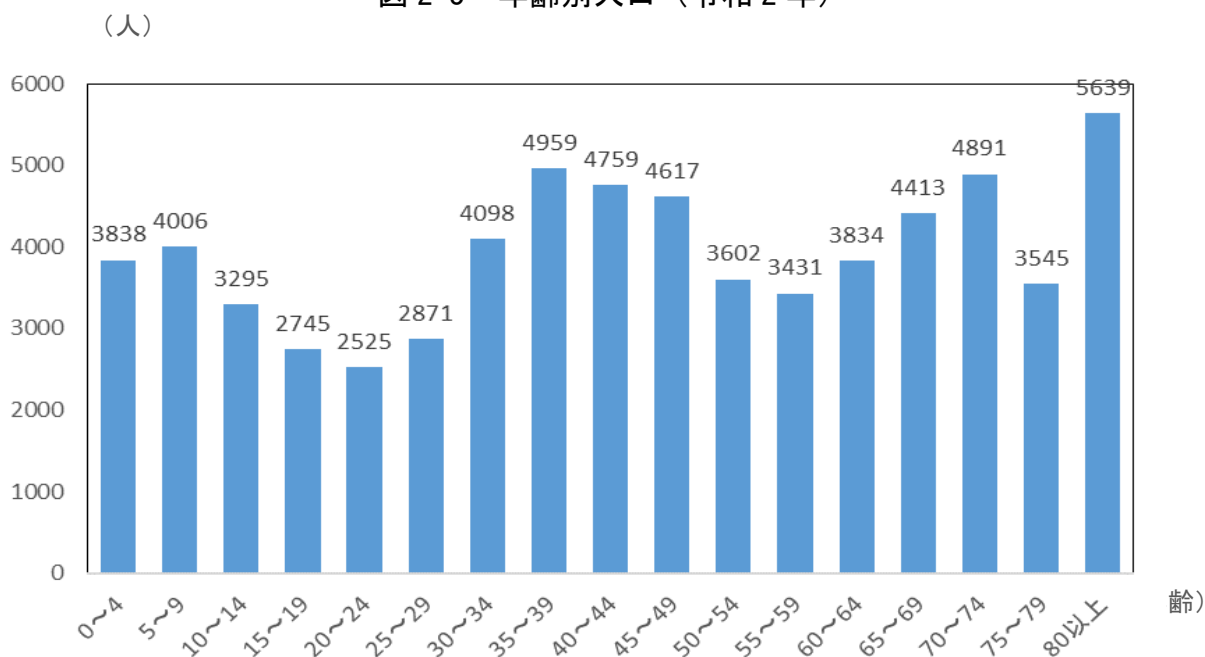
人口構造は、年少人口は平成 17 年においては 13.0%でしたが令和 2 年は 16.4%と増加しています。生産年齢人口は平成 17 年では 65.0%でしたが令和 2 年では 55.0%と減少しています。高齢人口は平成 17 年に 22.0%でしたが、令和 2 年では 28.6%と増加しており、高齢化の進行がうかがえます。

表 2-2 年齢別人口の状況

区分/年		平成17	平成22	平成27	令和2
年少人口 0～14歳	人口(人)	7,228	7,085	8,402	10,987
	構成比(%)	13.0	12.8	14.3	16.4
生産年齢人口 15～64歳	人口(人)	36,186	34,005	33,451	36,898
	構成比(%)	65.0	61.3	56.9	55.0
高齢人口 65歳以上	人口(人)	12,263	14,341	16,928	19,148
	構成比(%)	22.0	25.9	28.8	28.6
計	人口(人)	55,677	55,431	58,781	67,033
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0

※高齢人口は年齢不詳者を含むものとする。(資料:国勢調査(各10月1日現在))

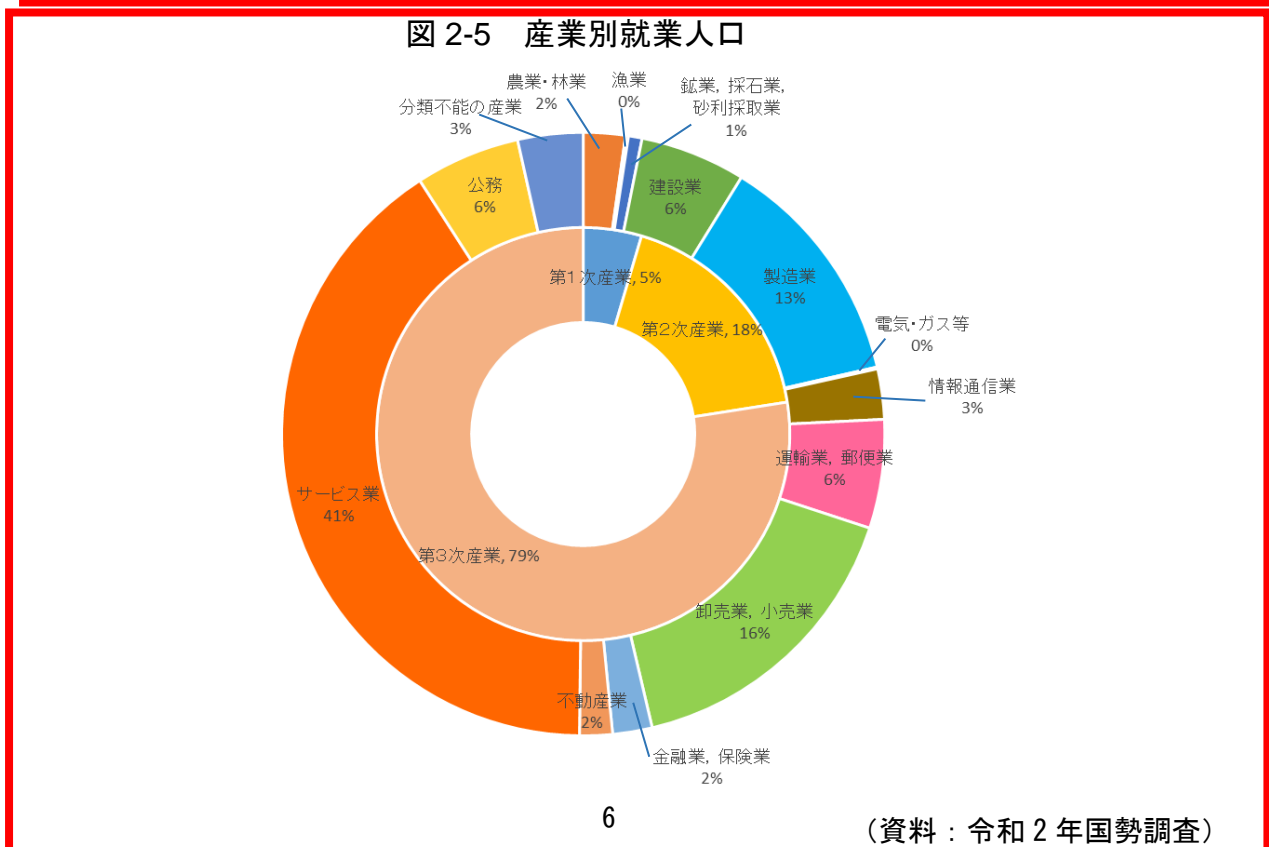
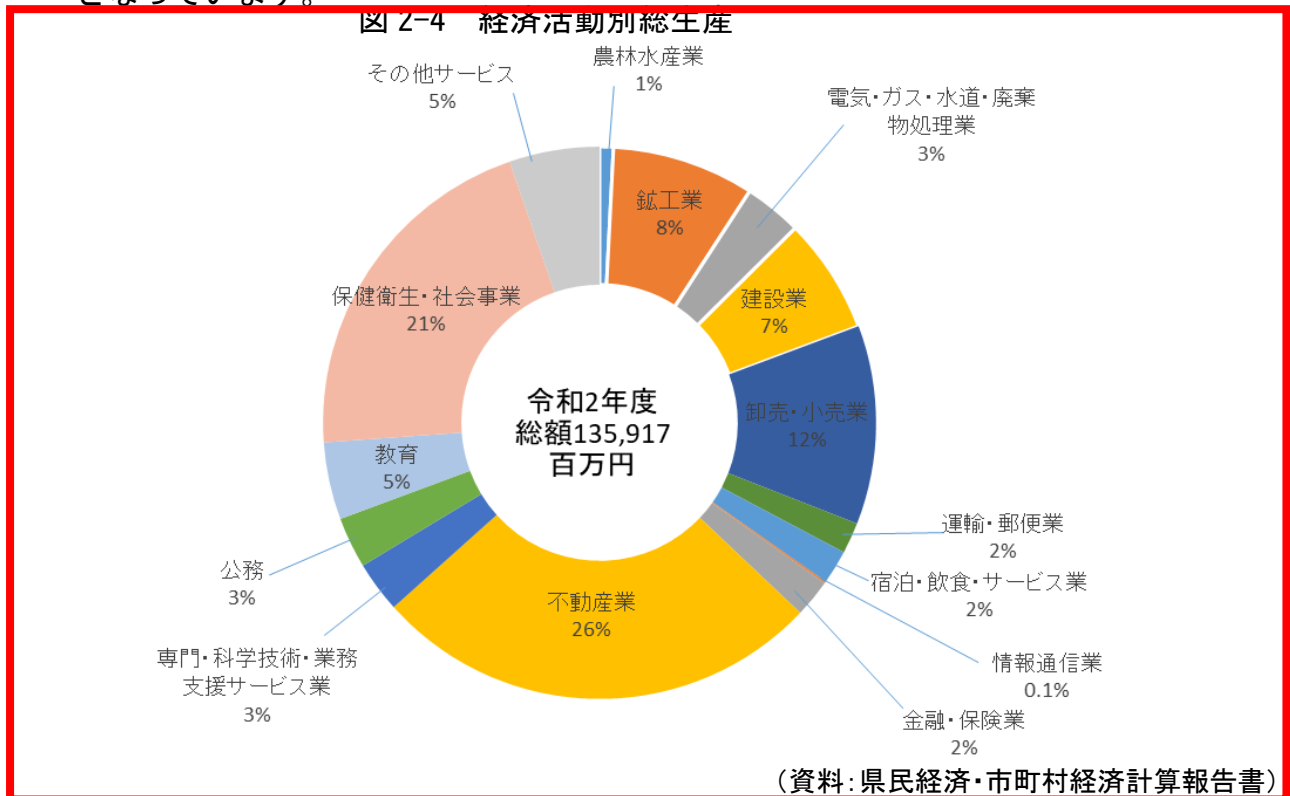
図 2-3 年齢別人口 (令和 2 年)



2. 産業特性

経済活動別総生産の内訳を図 2-4 に、産業別就業人口の内訳を図 2-5 に示します。

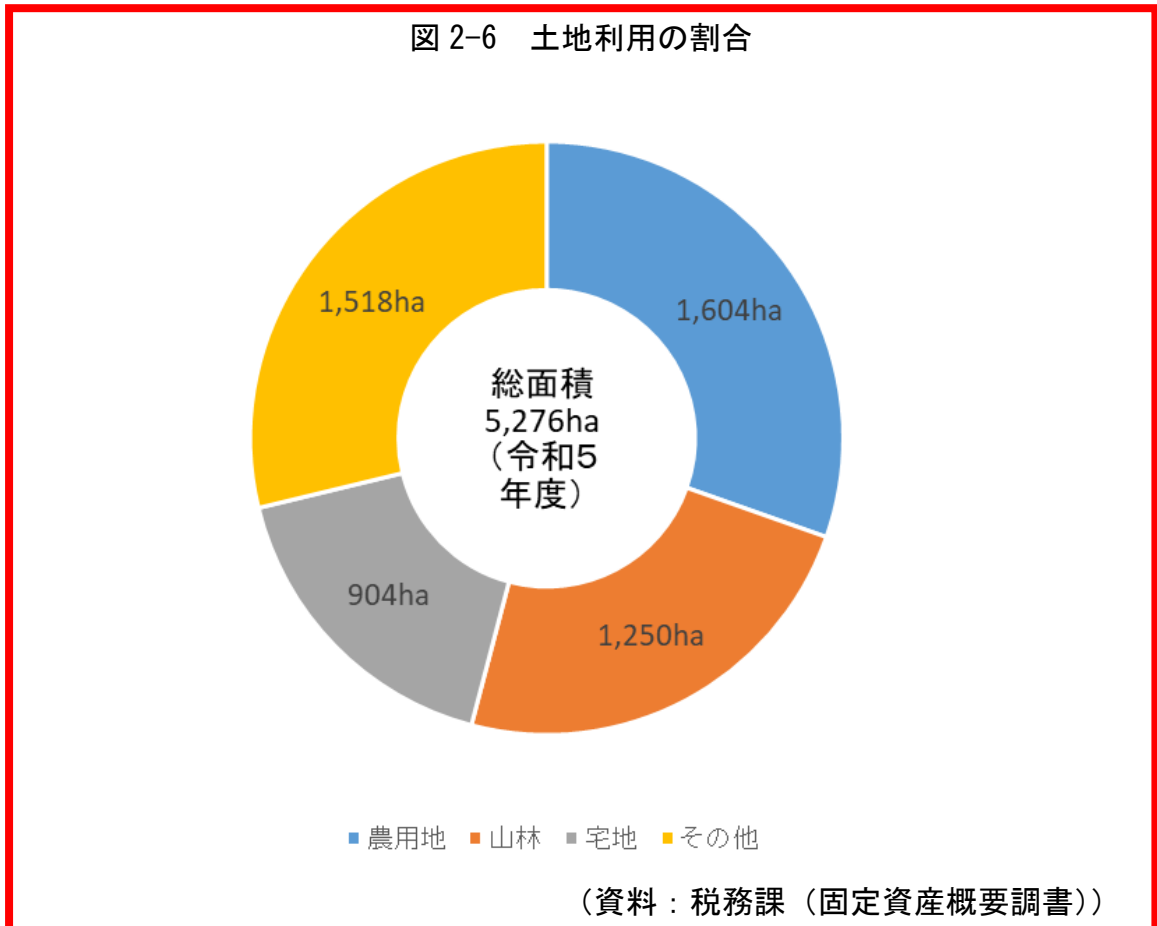
本市には、製造業などの産業の集積が少なく、第三次産業中心の産業構造となっています。



3. 土地利用

本市の土地利用の割合を図 2-6 に示します。

本市の令和5年度の土地利用は、農用地 1,604ha (30%)、山林 1,250ha (24%)、宅地 904ha (17%)、その他 1,518ha (29%) となっており、計画当初とあまり変わっていません。



4. 将来構想

(1) 福津市まちづくり基本構想

本市では、令和元年 9 月に市まちづくり基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

この基本構想は、本市における基本理念や将来像など長期的な考え方を示すものです。

(2) 福津市環境基本計画

本市では、平成 29 年 3 月に第 2 次福津市環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）を策定しました。この環境基本計画は、基本構想・重点プロジェクトで構成され、めざす環境の姿を「暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”」と定め、市がめざす環境の姿を実現するために、4 つの目標を掲げそれぞれの目標実現に向けた取り組みを進めていきます。計画を進める期間は、平成 29 年度～令和 8 年度までの 10 年間とし、環境問題等に大きな変化があった場合は、必要に応じて見直します。環境基本計画における 4 つの目標のうち連携する 2 つの目標は表 2-3 に示すとおりです。

表 2-3 施策の体系（抜粋）

めざす環境の姿	4つの目標	施策の方針	基本となる施策
暮らしと自然が織りなすまち“ふくつ”	2.地球温暖化を緩和する	福津の環境を受け継ぐ子孫のために	08ごみの減量 09災害廃棄物の適正処理 10回収・再生利用の推進
	3.快適な生活環境をつくる	福津をさらに住みよい、住みたいまちに	14不法投棄対策 17共働による地域美化の推進 18安全な水の供給

（資料：第 2 次福津市環境基本計画）

第3章 ごみ処理の状況

第1節 ごみ処理事業の概要

1. ごみ処理の概要

福津市のごみ処理施設には、古賀清掃工場と福津市不燃物処理場があります。

古賀清掃工場は、主に燃やすごみ（以下、「可燃ごみ」という。詳細は表3-1-1に示す。）と資源物を処理する施設であり、玄界環境組合（福津市、古賀市、新宮町、宗像市）において運営しており、福津市、古賀市及び新宮町がごみを搬入しています。

福津市不燃物処理場は、一般家庭から排出される陶磁器類を処理する施設です。

また、民間施設で剪定くず・草類を資源化しています。

2. ごみ処理の体系

ごみ処理のフローを図3-1-1に示します。

本市で発生したごみは、可燃ごみ、分別ごみ（資源物など）に大別されます。分別ごみは、排出段階で表3-1-2に示すと通りの分別区分を設けており、それぞれ委託業者による収集、または自己搬入※が行われています。

これらほとんどのごみは、玄界環境組合の古賀清掃工場で溶融・破碎・選別などの中間処理を行った後、ガス化溶融施設の焼却残渣※を外部委託し山元還元※による再資源化をしています。陶磁器類などは、福津市不燃物処理場で埋立処分を行っています。

なお、家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機）、家庭用パソコン（デスクトップ本体、ノートパソコン、ディスプレイ）は、市民自ら販売店やメーカーなどに引き取ってもらっています。

このほか、表3-1-3に拠点回収の品目を記載しています。また、分別ステーションの設置や市民団体の集団回収などによる資源化事業により、資源の回収を行っています。

表 3-1-1 燃やすごみ(可燃ごみ)一覧

分類	内容
台所の生ごみ	料理くず、残飯、貝殻など
紙・布類	紙くず、衣類、おむつ、布団、じゅうたん、カーペットなど ※布団、じゅうたんなどで指定袋に入らない大きなものは粗大ごみです
ゴム・革製品	靴、バッグ、ベルトなど
ビニール・プラスチック類	ホース、プランター、文具、CD、ポリタンク、ポリバケツなどの日用品 ※衣装収納箱、大型ポリ容器などで指定袋に入らない大きなプラスチックは粗大ごみです。
草木類	木片、除草した草、庭木の剪定枝など ※草と剪定枝は、分別ごみとして排出できます。

図 3-1-1 処理フロー図

図1 ごみ処理フロー

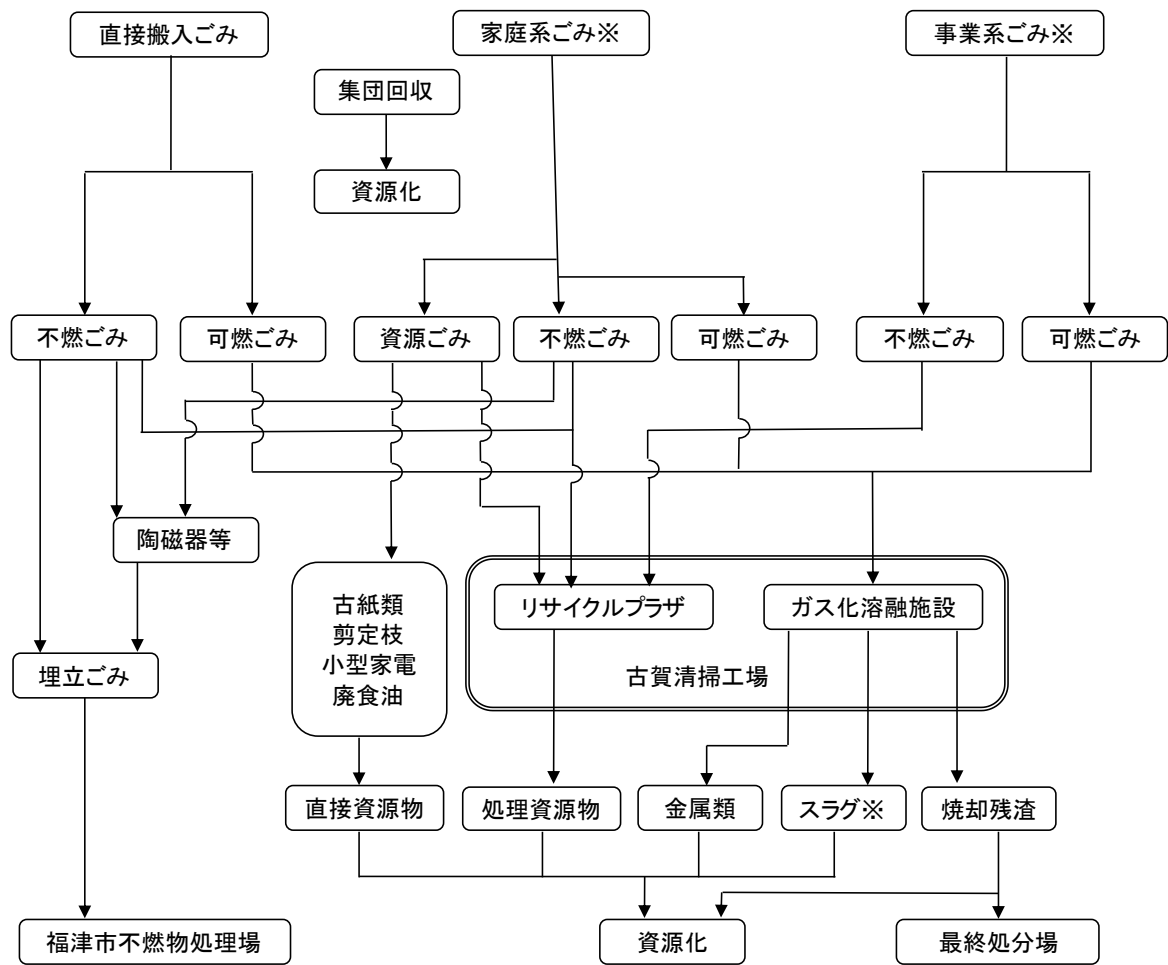


表 3-1-2 分別ごみ（資源物など）の分別区分

分別区分	ごみ種類
飲料かん	ジュースかん、ビールかんなど(スチール・アルミどちらでも可)
金属混合物	小さな家電類、刃物、金属がついているもの
スプレー缶・カセットボンベ	スプレー缶、カセットボンベ
ライター(R3～)	ライター等
びん	酒、ジュース、コーヒー、調味料、清涼飲料水、栄養ドリンク
ガラス	上記「びん」以外のガラス、板ガラス、ガラス食器、化粧ビン、ガラス食器、油びん、哺乳びん、耐熱ガラス、割れたびん
紙パック	牛乳などの飲料用の紙パックに限る(容量に制限なし)
プラ容器包装・食品用トレイ	プラマークのついたもの、肉・魚・青果トレイ
ペットボトル	飲料、酒類、調味料などの入っていたペットボトル
発泡スチロール	家電品等の梱包材、魚箱等の発泡スチロール
陶磁器類	皿、茶碗、花瓶、植木鉢、ブロック、瓦など
蛍光管	蛍光灯、電球(LED電球は金属混合物)
乾電池	使用済み電池
剪定くず・草等	庭木の剪定くず、草など

表 3-1-3 拠点回収一覧

分類	回収場所
廃食用油	市役所、津屋崎行政センター
小型家電	市役所、津屋崎行政センター、 あんずの里
インクカートリッジ	市役所、津屋崎行政センター
水銀使用体温計・温度計・血圧計	市役所うみがめ課
古紙・古着	中央公民館上段駐車場倉庫

第2節 ごみ排出量とごみ質の推移

1. ごみ排出量の推移

本市の総排出量は表 3-2-1 のとおりです。平成 30 年度以降、総排出量は**横ばい**を示しています。また、1人1日当りのごみ排出量（以下、「原単位」といいます。）は、減少傾向を示しています。

原単位について、全国平均や福岡県平均と比較すると、**令和3年度**では、**全国平均、福岡県平均よりも共に低い数値**になっています。

表 3-2-1 ごみの総排出量

	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
人口(各9月30日現在)(人)	64282	65916	67068	67724	68502
ごみ総排出量(t換算)	20,959	21,494	21,364	20,929	21,203
ごみ総排出量(kg)	20,959,180	21,493,853	21,364,349	20,929,341	21,203,309
古賀清掃工場(下水汚泥 [※] 除く)	17,830,090	18,202,950	18,275,380	18,082,760	18,404,800
(小型家電:拠点回収)	(190)	(280)	(0)	(390)	(360)
不燃物処理場(陶磁器類)	202,646	166,950	183,689	183,689	195,814
処理困難物	1,630	7,220	3,036	3,970	5,358
剪定くず	1,705,360	1,963,190	1,900,150	1,776,070	1,842,300
廃食用油(拠点回収)	2,500	2,439	2,665	2,569	2,421
古紙・古布:集団回収・拠点回収	1,216,954	1,151,104	999,429	880,283	752,616
1人1日当りのごみ排出量					
日数(日)	365	366	365	365	365
福津市(g)	893	891	873	847	848
福岡県(g)	946	945	946	928	-
全国(g)	919	918	901	890	-

※古賀清掃工場の搬入実績には下水汚泥はあわせ産廃のため除く

(資料：うみがめ課)

2. ごみの性状

令和4年度に本市の一般家庭を対象として行った可燃ごみの組成調査※は年3回(8月、9月、10月)、都市部と山間部の可燃ごみの回収エリアごとに実施しました。表3-2-2に示すように家庭系可燃ごみでは生ごみが26.42%と最も多く、次いで剪定枝・草12.33%、プラスチック容器包装10.58%、紙おむつ10.27%となっています。

表3-2-2 家庭系可燃ごみの組成割合

組成別分類	分類項目	湿組成割合(%)			
		平成29年度		令和4年度	
紙類	紙パック	22.65	0.25	16.25	0.53
	段ボール		1.35		0.56
	紙製容器包装		2.63		2.82
	新聞紙		3.07		1.89
	雑紙(雑誌、厚紙、ノート類)		6.03		3.21
	その他紙		9.32		7.24
プラスチック類	ペットボトル	17.15	1.12	21.37	1.29
	発泡スチロール		0.03		0.03
	発泡トレイ		0.45		0.34
	プラスチック容器包装		9.22		10.58
	プラスチック製品		6.33		9.13
布類	皮革製品	3.20	0.00	4.28	0.47
	衣料品		1.50		2.13
	綿製品、その他繊維		1.70		1.68
木・竹・わら類	木製品、材木	4.27	0.42	12.83	0.50
	剪定枝、草		3.85		12.33
厨芥類	生ごみ	43.23	43.23	26.42	26.42
その他	ゴム	7.92	0.02	17.46	0.10
	複合素材の製品		0.22		4.09
	可燃物その他		1.23		3.00
	紙おむつ		6.45		10.27
不燃物	缶、金物	0.97	0.40	0.47	0.47
	びん、ガラス		0.32		0
	不燃物その他		0.25		0
収集袋		0.62	0.62	0.89	0.89
全体の水分(%)			47.46		30.84

また、紙類とプラスチック類の組成割合を見てみると、表 3-2-3 に示すように紙類の 55.5%は古紙類などの資源が含まれており、表 3-2-4 に示すようにプラスチック類の 49.5%がプラスチック容器包装です。また、現在再資源化できないプラスチック製品が 42.7%あり、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に係るリサイクル可能な製品プラスチックが含まれている可能性があります。

表 3-2-3 紙類の組成割合

			平成29年度	令和4年度
紙類	再資源化可能なもの	紙パック	1.1	3.3
		段ボール	6.0	3.5
		紙製容器包装	11.6	17.3
		新聞紙	13.5	11.7
		雑紙(雑誌・厚紙・ノート類)	26.6	19.7
		計	58.9	55.5
	再資源化できないもの	その他紙	41.1	44.5

表 3-2-4 プラスチック類の組成割合

			平成30年度	令和4年度
プラスチック類	再資源化可能なもの	ペットボトル	6.5	6.0
		発泡スチロール	0.2	0.1
		発泡トレイ	2.6	1.6
		プラスチック容器包装	53.7	49.5
	再資源化できないもの	プラスチック製品	36.9	42.7

第3節 ごみの排出抑制・資源化の状況

1. 排出抑制・資源化の状況

本市では、排出抑制、資源化推進の施策として、集団回収に対する助成、公設分別ステーションの運営などを行いました。

(1) 古紙・古布回収補助金交付制度

自治会、子ども会、シニアクラブなどの営利を目的としない市内の団体に対し、「福津市古紙・古布回収補助金交付要綱」の算定基準により補助金を交付し、新聞紙、雑誌、段ボールなどの古紙および古布のリサイクルの推進を図っています。

集団回収の実績は表 3-3-1 のとおりです。近年では減少しています。

表 3-3-1 古紙・古布集団回収量の推移

区分/年度	平成 30	令和 1	令和 2	令和 3	令和 4
回収量(t)	944	885	719	600	551
団体数	107	-	102	107	102

(2) 生ごみ処理機購入費補助金交付制度

平成 29 年度で終了しました。

(3) 公設分別ステーション (令和5年度)

会 場 : ハーモニー広場駐車場横の公設分別ステーション
開設日 : 第1・3日曜日および第2・4土曜日
開設時間 : 10:00~15:50(昼休み11:50~13:00)
受入品目 : 地域分別で排出している品目のうち剪定くずを除いた13品目

会 場 : 林田産業グリーンリサイクルセンター敷地内
開設日 : 4月~12月 第1~4土曜日
1月~3月 第2・4土曜日
開設時間 : 9:00~14:50(昼休み11:50~13:00)
受入品目 : 剪定くず、草等

会 場 : 福津市中央公民館上段駐車場敷地内
開設日 : 火曜日~金曜日(祝日、お盆、年末年始、月曜日が祝日の場合翌日の火曜日を除く)
開設時間 : 9:00~16:30
受入品目 : 古紙、古着

(4) 地域分別ステーション (令和5年度)

会 場 : 地域分別ステーション(市内の公園など約139箇所)
開設日 : 月に1回日曜日(地域によって異なる)
開設時間 : 1時間程度(地域によって異なる)
受入品目 : 14品目

(5) 総資源化量と再生利用率

総資源化量[※]と再生利用率[※]の実績は表 3-3-3 と図 3-3-1 のとおりです。

令和 3 年度の本市の再生利用率は、福岡県平均を上回っています。

表 3-3-3 総資源化量と再生利用率

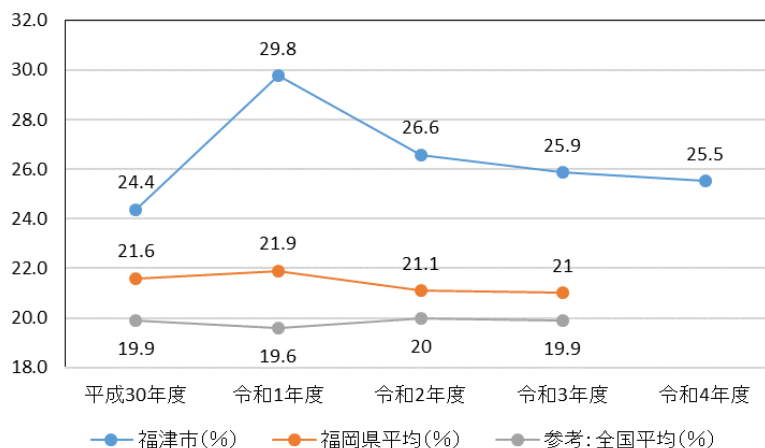
区分/年度	平成30	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年
古賀清掃工場総資源化量(t)	2,183	3,281	2,778	2,644	2,815
焼却施設残渣資源化量 [※]	755	1839	1208	1124	1217
リサイクルプラザ資源化量 [※]	811	779	851	792	890
リサイクルプラザ直接資源化量 [※]	177	202	240	239	214
山元還元量	440	461	479	489	494
集団・拠点回収量(古紙・古布、廃油)(t)	1,219	1,154	1,002	993	755
剪定くず回収量(t)	1,705	1,963	1,900	1,776	1,842
注1 総資源化量 [※] (t)	5,107	6,398	5,680	5,413	5,412
ごみ総排出量(t)	20,959	21,494	21,364	20,929	21,203
注2 再生利用率(福津市)(%)	24.4	29.8	26.6	25.9	25.5
再生利用率(福岡県)(%)	21.6	21.9	21.1	21.0	-
注3 参考:リサイクル率(全国)(%)	19.9	19.6	20	19.9	-

注1 総資源化量 = 「古賀清掃工場総資源化量」 + 「集団・拠点回収量(古紙・古布、廃油)」 + 「剪定くず回収量」

注2 再生利用率 = 「総資源化量」 ÷ 「ごみ総排出量」

注3 リサイクル率 = 「総資源化量」 ÷ 「ごみ処理量 + 集団回収」

図 3-3-1 再生利用率の実績



(6) 家庭系ごみと事業系ごみの割合

本市の家庭系ごみと事業系ごみの割合を表 3-3-4 に示しています。

表 3-3-4 家庭系ごみと事業系ごみの割合

	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
人口(各9月30日現在)(人)	64,282	65,916	67,068	67,724	68,502
家庭系ごみ(kg)	16,281,020	16,809,516	16,992,019	16,556,411	16,540,692
古賀清掃工場	13,558,790	14,063,223	14,489,160	14,218,420	14,450,793
不燃物処理場(陶磁器類)	202,646	166,950	183,689	183,689	195,814
処理困難物	1,630	7,220	3,036	3,970	5,358
剪定くず	1,298,500	1,418,580	1,314,040	1,267,480	1,133,690
廃食用油(拠点回収)	2,500	2,439	2,665	2,569	2,421
古紙・古布回収(集団回収・拠点回収)	1,216,954	1,151,104	999,429	880,283	752,616
1人1日当りのごみ排出量(家庭系ごみ)(g)	694	697	694	670	662
事業系ごみ(kg)	4,678,160	4,684,337	4,372,330	4,372,930	4,662,617
古賀清掃工場	4,271,300	4,139,727	3,786,220	3,864,340	3,954,007
剪定くず	406,860	544,610	586,110	508,590	708,610
1人1日当りのごみ排出量(事業系ごみ)(g)	199	194	179	177	186
日数(日)	365	366	365	365	365

(資料：うみがめ課)

(7) 分別ごみの回収量

平成12年度から開始した分別排出は全市に定着しており、この分類は14分別されています。分別ごみの回収量は表3-3-5に示すとおりです。

表 3-3-5 分別ごみ搬入量

表 3-3-5 分別ごみ搬入量

(単位: kg)

年度		平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	
分別ごみ回収量		1,673,136	1,681,910	1,739,759	1,636,089	1,790,166	
内訳	資源	缶	28,350	25,080	30,710	28,470	26,470
		びん	295,890	288,170	292,030	282,950	288,650
		ガラス	44,600	49,810	56,870	62,870	48,400
		蛍光管	5,570	5,310	5,200	5,230	4,850
		乾電池	15,930	14,750	16,920	16,300	15,710
		紙パック	8,670	9,240	9,810	10,110	9,520
		発泡スチロール	8,540	7,770	8,880	8,970	9,360
		ペットボトル	59,390	56,680	63,120	64,560	66,500
		金物(ライター含む)	416,190	442,800	517,650	471,930	562,030
		プラスチック容器包装	110,320	111,280	118,150	124,980	132,910
		スプレー缶	13,670	14,340	15,930	14,540	15,320
	剪定くず・草類	543,880	531,440	477,060	417,750	481,770	
不燃	陶磁器類	122,136	125,240	127,429	127,429	128,676	

※粗大ごみは分別に含まれない(令和5年7月から戸別収集のため)

(8) 古紙類の回収量

福津市の古紙類(古紙・古着)の回収量は、表3-3-6に示すとおりであり、市内の各種団体が行う古紙類の集団回収及び福津市中央公民館駐車場に設置している古紙・古着回収倉庫の回収量の合計です。

集団回収量・拠点回収量はどちらも年々減少していますが、これは新聞社の回収やスーパー等の小売店での回収が増加したことも関係すると考えられます。

表 3-3-6 古紙類の回収量

(単位:kg)

年度		平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
集団回収量		943,594	884,544	719,079	599,933	551,076
内訳	新聞	473,306	418,581	299,676	254,015	227,288
	雑誌	236,755	242,292	212,599	176,271	165,278
	段ボール	179,656	168,609	165,585	150,762	136,955
	古着	53,877	55,062	41,219	18,885	21,555
拠点回収量		273,360	266,560	280,350	247,910	201,540
内訳	新聞	75,310	70,780	62,140	57,570	41,670
	雑誌	82,060	90,260	99,900	81,190	69,750
	段ボール	65,070	53,370	53,510	44,000	26,260
	古着	50,920	52,150	64,800	65,150	63,860
合計		1,216,954	1,151,104	999,429	847,843	752,616

(9) その他の回収量

福津市の公共施設の2か所で小型家電と廃食用油の回収を行っています。
その他の回収量は表3-3-7に示すとおりです。

小型家電の回収量は増加傾向にあります。

表 3-3-7 小型家電・廃食用油の回収量

(単位:kg)

年度	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4
廃食用油	2,500	2,439	2,665	2,569	2,421
小型家電	190	280	0	390	360
合計	2,690	2,719	2,665	2,959	2,781

第4節 収集・運搬の状況

本市では、市内全体を収集運搬区域としています。家庭から排出されるごみについては、委託業者による収集または自己搬入を行っています。事業所から排出される一般廃棄物は自己搬入または許可業者による収集を行っています。

表 3-4-1 収集・運搬体制の現状

区分		収集回数	収集方法	収集運搬	
家庭系	可燃ごみ	週2回	各戸収集	委託	
	粗大ごみ	随時			
	分別ごみ	飲料かん	月1回		ステーション
		金属混合物			
		スプレー缶、カセットボンベ			
		ライター			
		びん			
		ガラス			
		紙パック			
		プラ容器包装、食品用トレイ			
		ペットボトル			
		発泡スチロール			
		陶磁器類			
		蛍光管			
		乾電池			
	剪定くず・草等				
その他	廃食用油	随時	拠点回収	排出者	
	小型家電				
	インクカートリッジ				
	水銀使用体温計、温度計、血圧計				
	古紙、古着				
事業系ごみ		随時	—	許可	
直接搬入		随時	—	排出者	

第5節 中間処理、最終処分状況

中間処理^{*}については、市内全域を対象として現在稼働している玄界環境組合「古賀清掃工場（ガス化熔融施設、リサイクルプラザ）」による体制を今後も継続し、施設の効率的な運営、環境に配慮しながら、適正処理に努めます。

最終処分については、玄界環境組合「古賀清掃工場（最終処分施設）」、「福津市不燃物処理場（埋立処分地）」による体制を継続します。

図 3-5-1 中間処理施設および最終処分場の位置



(1) 玄界環境組合古賀清掃工場

本市で排出される可燃ごみと分別ごみ（剪定くず、草類、陶磁器類、家庭用小型焼却炉を除く）は、玄界環境組合の古賀清掃工場で溶融、破碎、選別などの中間処理を行った後、ガス化溶融施設の焼却残渣の最終処分を行っていましたが、現在山元還元で焼却残渣も再資源化しています。

玄界環境組合古賀清掃工場の概要を以下に示します。

表 3-5-1 古賀清掃工場概要

施設名称	事業主体	玄界環境組合
	施設名称	古賀清掃工場
	所在地	古賀市筵内1970番地1
	敷地面積	7.8ha
	造成着工	平成12年11月
ごみ焼却施設	建築面積	6,361㎡
	処理能力	260t/日（130t/日×2炉）
	処理方法	キルン式ガス化溶融
	余熱利用	廃熱ボイラ（2基） 抽気復水式蒸気タービン（1基）
	発電出力	4,500kW
	工期	着工：平成13年5月 竣工：平成15年3月
	設計	三井造船株式会社
	施工管理	アジア航測株式会社
	施工	三井造船株式会社
	リサイクルプラザ	建築面積
処理能力		48t（48t/5h）
破碎方式		低速破碎機＋高速破碎機
処理対象物		不燃・粗大ごみ、飲料缶、びん、蛍光管、 乾電池、飲料用紙パック、トレイ、梱包材、 ペットボトル、プラスチック製容器包装
選別設備		磁選機（2基） 粒度選別機（1基） アルミ選別機（2基） 手選別コンベヤ（4基）
工期		着工：平成14年1月 竣工：平成15年5月
設計		株式会社栗本鐵工所
施工管理		アジア航測株式会社
施工		株式会社栗本鐵工所
最終処分場		埋立面積
	埋立対象物	焼却残渣
	埋立工法	クレーンによる積み増し工法
	埋立容量	11,505㎡
	埋立完了予定	平成44年度
	工期	着工：平成14年2月 竣工：平成15年2月
	設計	国際航業株式会社
	施工管理	国際航業株式会社
	施工	前田・小松・松本JV

溶融炉について

ごみ焼却施設ではごみをキルンでカーボンに改質して炉に入れる間接溶融を行っています。
（平成29年度 鉄＋アルミ＋メタルミックス＋スラグ＋焼却残渣/処理量＝6.41%）

(2) 福津市不燃物処理場

本市で発生する陶磁器類などは、福津市不燃物処理場で埋立処分を行っています。

福津市不燃物処理場の概要を以下に示します。

表 3-5-2 福津市不燃物処理場概要

施設名	福津市不燃物処理場
施設所管	福津市
設置場所	福津市本木2298番地（他9筆）
埋立対象物	家庭から発生するブロック、陶磁器、がれき等
埋立地面積	8,657m ²
埋立容量	31,883m ³
埋立開始年	昭和58年4月
埋立工法	その他埋立構造
排水の処理方法	なし

第6節 1次計画の振り返り

(1) 廃棄物・リサイクル対策

- ①「福津市廃棄物の減量および適正処理に関する条例」に基づき、廃棄物の抑制と適正処理に努めるとともに、生ごみの堆肥化、マイバッグ運動、エコショップ制度などのごみ減量に関する啓発を行います。
- ②古賀清掃工場への見学会やごみ減量に関する出前講座を開催するなど、ごみ減量に関する啓発を行います。

実施状況

- ①②についておおむね計画どおり実施しています。

(2) 回収・再生利用の促進

- ①自治会・市民団体などの再生資源集団回収実施団体に対する支援を継続します。
- ②事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するために協力して啓発を行います。
- ③市民、環境市民団体などと共働により、分別排出を徹底します。
- ④分別ステーションの開催場所、運営体制の見直しを必要に応じて行い、利用しやすい体制作りを行います。
- ⑤環境市民団体などとの共働により、廃油石けんづくりやガレージセールなどを実施し、リユース、リサイクルを更に進めます。
- ⑥古賀清掃工場への見学会や分別排出に関する出前講座を開催するなど、リユース、リサイクルに関する啓発を行います。

実施状況

- ①③⑥についてはおおむね計画どおり実施しています。
- ②については家庭ごみの混入等の影響のため、実施できていません。
- ④公設分別ステーションは市内に2か所設置していましたが、平成22年度に1か所に集中し、施設を充実しました。
- ⑤廃油石けんづくりは地域婦人会に石けん工房を貸し出し、廃食用油を利用した廃油石けんを製造していましたが、公共下水道事業の整備が進み、普及率が向上したことで、当初の設置目的である河川の浄化が図られたため、平成28年6月をもって石けん工房を廃止しています。また、廃食用油の市庁舎での回収を平成23年1月から開始し、回収された廃食用油は主に工業用油脂として再生利用しています。
ガレージセールは、不要になったものを再使用しごみの減量を目的として行いました。フリーマーケットやバザー、インターネットでの売買、リサイクルショップでの買取等、大きな市場となり、ごみを減量するための手段として一定の役割を果たしたため、平成26年3月をもって終了しました。

(3) ごみ分別・排出・収集制度の見直し

- ①分別する品目の検討、事業系ごみの資源回収の検討など、資源回収方法を見直します。
- ②生ごみや剪定くずなどバイオマス利用方法の調査を行います。
- ③古賀清掃工場内リサイクルプラザでの資源化システムの強化を要望します。
- ④商品販売者(小売業者・メーカーなど)への環境保全協力制度の導入を検討します。
- ⑤環境市民団体などとの共働により、高齢者社会に対応した排出・処理方法を検討します。

実施状況

- ①分別する品目については、国からの指導や実務的な問題に基づき適宜変更を行っています。事業系ごみの資源回収については、検討しましたが実施にいたりませんでした。
- ②生ごみのバイオマス利用については、収集の際の問題や分別の難しさがあることが調査でわかりました。剪定くずについては現在民間業者に処理を委託しチップ化しリサイクルしているため、バイオマス利用は調査していません。
- ③検討しましたが、資源化システムの強化費用が高額なため実施にいたりませんでした。
- ④検討しましたが、商品販売への影響が懸念されるため実施にいたりませんでした。
- ⑤環境市民団体と共働しての検討はできませんでした。しかし、一部自治会(福祉会)や子ども会では高齢者社会に対応した排出方法を行っています。

(4) 生ごみ排出抑制

- ①生ごみ処理機の購入に対して補助金を交付します。
- ②生ごみ処理容器、EM容器の購入に対して補助金を交付します。

実施状況

- ①②実施しておりましたが、生ごみ減量の啓発については補助金の交付は平成29年度までとし、今後は生ごみの水切り、食品ロス及び生ごみコンポスト等の周知に方針を変えました。

(5) 各種イベントの開催や参加の促進

- ①パーソナルアジェンダ宣言を「環境にやさしい行動宣言」と改名しました。募集方法を見直し、コンテスト化するなどして、市民、事業者、環境市民団体の参加を更に勧めるために仕組みづくりを行います。

実施状況

- ①平成 24 年度まで、環境フォーラムにて「環境にやさしい行動宣言」を募集しましたが、コンテスト化などには至りませんでした。

(6) 環境情報の整備

- ①情報発信の新たな媒体として、市公式ホームページ上から、環境情報メールマガジン「うみがめーる(仮称)」の登録、配信を行います。
- ②市公式ホームページ、市広報誌、庁舎内情報コーナー、ボランティアハウスの活用など、さまざまな情報伝達媒体を用いて、環境情報の発信、収集を行います。
- ③市公式ホームページの活用、イベントの開催などを通して、環境の保全・創造を行う者どうしが環境情報の交換が出来る仕組みをつくります。
- ④「分別カレンダー」、「環境虎の巻」といったパンフレットを配布し、市民に分別の区分と分別の基準を周知します。

実施状況

- ①環境情報メールマガジン「うみがめーる(仮称)」は個人情報の管理などの問題があることから実施しないこととしたため、環境情報は市公式ホームページで配信しています。
- ②おおむね実施できています。
- ③平成 26 年度～平成 28 年度まで北部九州地域環境シンポジウムを開催し、環境情報の交換ができる仕組みづくりをつくりました。その後は市において環境シンポジウムを開催しています。
- ④実施できています。

(7) 環境教育・学習の推進

- ①市民、環境市民団体などとの共働により、多年齢層の人が受けることのできる市の環境と人材を生かした総合的な環境教育・学習プログラムを作成します。
- ②環境教育・学習プログラムや人材の提供などを行い、学校教育における環境学習の定着、充実を図ります。

実施状況

- ①多年齢層に対応した環境学習プログラムの作成は実施できませんでしたが、市民団体からの要請に応じて、環境学習を行っています。
- ②認定 NPO 法人エコけんに協力を依頼し、津屋崎小学校と福間小学校で環境学習を行っています。その後は市において、環境学習を行っています。

第7節 課題の抽出

1. 排出抑制

(1) 排出抑制

本市では全体的に見るとごみの総排出量は**横ばい**となっています。原単位は、**令和4年度は848g/人・日**となっています。これは**全国平均値、福岡県平均と比較すると少なくなっています**。

今後とも本市全体で更なる排出抑制に努めるよう、市民や事業所に対して啓発活動などを推進するとともに、必要に応じて新たな排出抑制策の導入についても検討する必要があります。

(2) 資源化

平成12年度から開始した分別排出は全市に定着しており、市内再生利用率は**令和3年度で25.9%**でした。福岡県平均の**21.0%**に比べ高い数値です。

また、**令和4年度**に行った可燃ごみの組成調査では、プラスチック類や紙類の中にリサイクルできるものが可燃ごみに含まれている現状が続いています。

このため、市民、事業者がリユース、リサイクルの意識をさらに高め、取り組みにつなげていくための対策が必要です。

2. 収集・運搬

(1) 分別排出の徹底

本市では、「容器包装に係る分別収集および再商品化の促進などに関する法律」への対応のため、平成12年度からごみの分別排出を実施しています。現在、全市で可燃ごみ、粗大ごみ、分別ごみ14区分の合計16区分での排出を実施しています。しかし、資源として再利用できるものが、可燃ごみに混入したまま排出されている例も見受けられています。

そのため、分別の区分と分別の基準に従って適正に排出されるように、市民に対する啓発活動を維持・進展させ、資源の分別の徹底を促進することが必要です。

また、市で処理できない家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵（凍）庫、洗濯機・衣類乾燥機）やパソコンなどのごみの排出方法を周知する必要があります。

(2) 分別排出手法の検討

分別排出会場は行政区ごとに設置し、分別排出は市の施策に協力していただく形で、地域の住民の手、主に自治会で行われてきました。

しかし、高齢化や自治会未加入者等の増加がさらに進展した場合は、排出方法を調査・研究する必要があります。

(3) 不用品回収業者の対策

市の定めた排出方法とは別に、不用品回収業者による回収が行われる場合がありますが、一般廃棄物の場合は市の許可した収集運搬許可業者しか運搬できません。不用品回収業者は収集運搬許可業者と違い適正に処理されない恐れもあることから、不適正な事業者に対する啓発・指導を図っていくことが必要です。

3. 中間処理

玄界環境組合の古賀清掃工場で溶融・破碎・選別などの中間処理を行っています。本市は、玄界環境組合における施設の適正な維持管理、処理経費の低減のために、ごみ排出量の減量化に努め、協力していく必要があります。

4. 最終処分

玄界環境組合の古賀清掃工場、ガス化溶融施設で中間処理した後、焼却残渣については山元還元により再資源化しています。陶磁器類については福津市不燃物処理場で埋立処分しています。福津市不燃物の残余容量には限りがありますので、延命化を図るためにも更なるごみの減量に努める必要があります。

第4章 基本方針

第1節 基本方針

①環境への配慮を図る

ごみの発生が少ないリサイクルの進んだ社会づくりを進め、環境への負荷をできる限り減らした循環型社会の形成に向けた施策を展開します。

②4Rを基調とした施策を進める

従来の焼却・埋立中心の処理から、リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の「4R」を中心にごみの減量化・資源化を促進し、適正なごみ処理体制の構築を図ります。

③市民・事業者・行政一体でごみ処理に取り組む

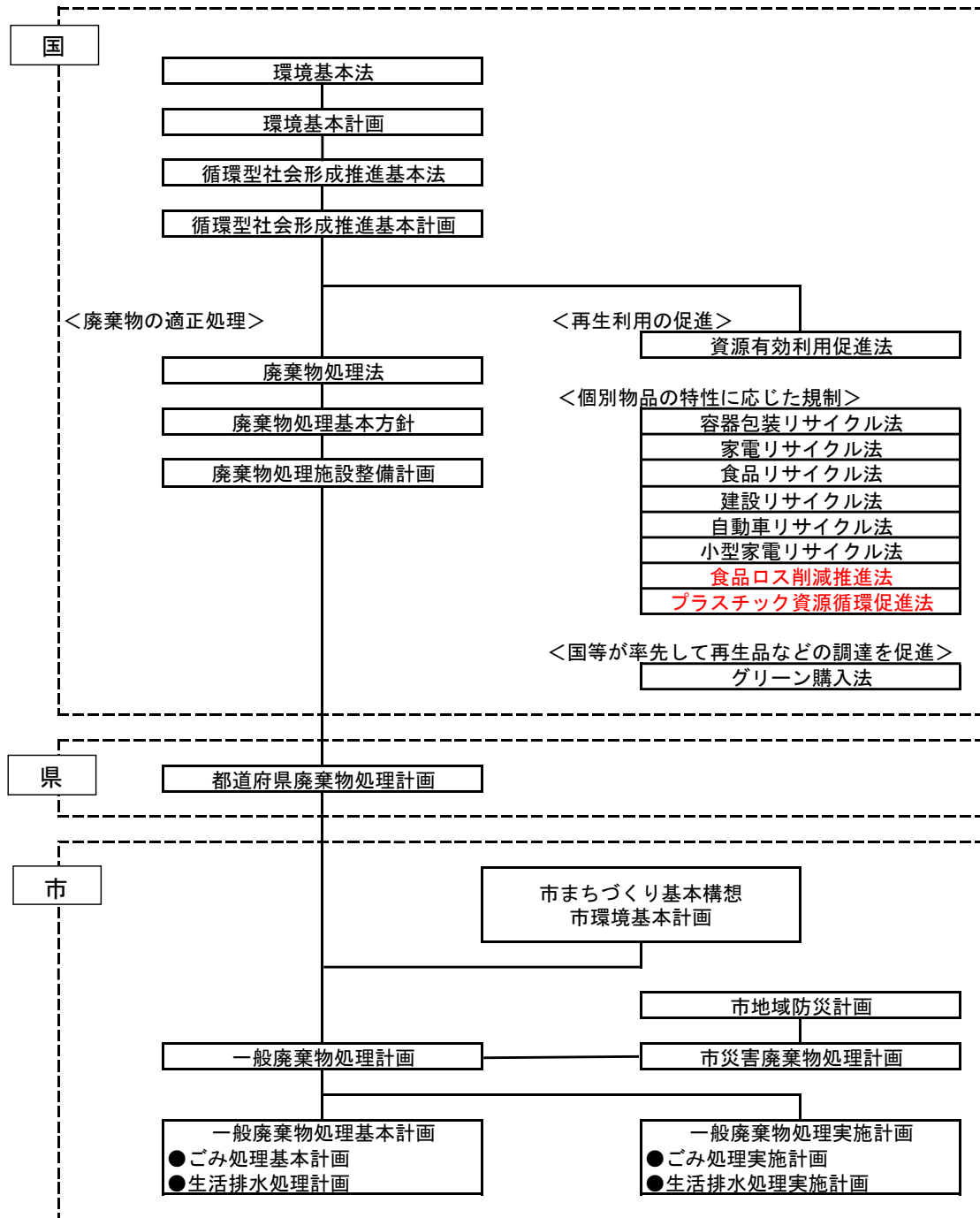
生産から流通、消費、廃棄にいたるまで、環境への配慮をしながら、的確で効果的にごみ処理を進める必要があります。市民や事業者、そして市それぞれが担うべき役割や責任について、相互に理解を深め、力を合わせながら、ごみの減量や資源の有効活用に向けて社会全体で積極的に取り組みます。

④環境教育の充実を図る

市民一人一人が、ごみを減らす工夫を心がけ、生活様式を変えるなど、ごみに対する市民意識を高め、ものの大切さや自然・環境を愛する心を次世代に引き継ぐため、情報の提供や環境教育の充実を図ります。

図 4-1 循環型社会形成のための法体系図

ごみ処理基本計画と他の計画との関係

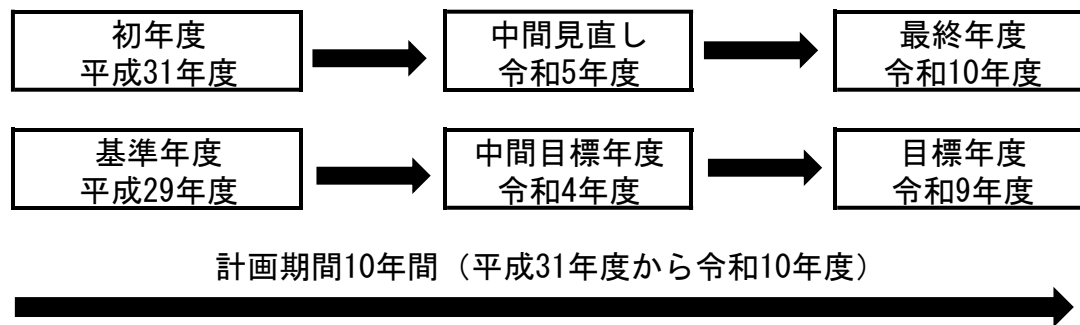


第2節 目標年度

本計画の期間は、平成31年度を計画初年度として、目標年度を令和9年度とし令和10年度を最終年度とする10年として定め、この間の基本計画を総合的に策定します。

なお、今後の社会情勢の変化と関連計画の進捗状況に対応し、5年ごとまたは基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行います。

図4-2 計画期間



第5章 ごみ量の将来推計

第1節 人口の予測

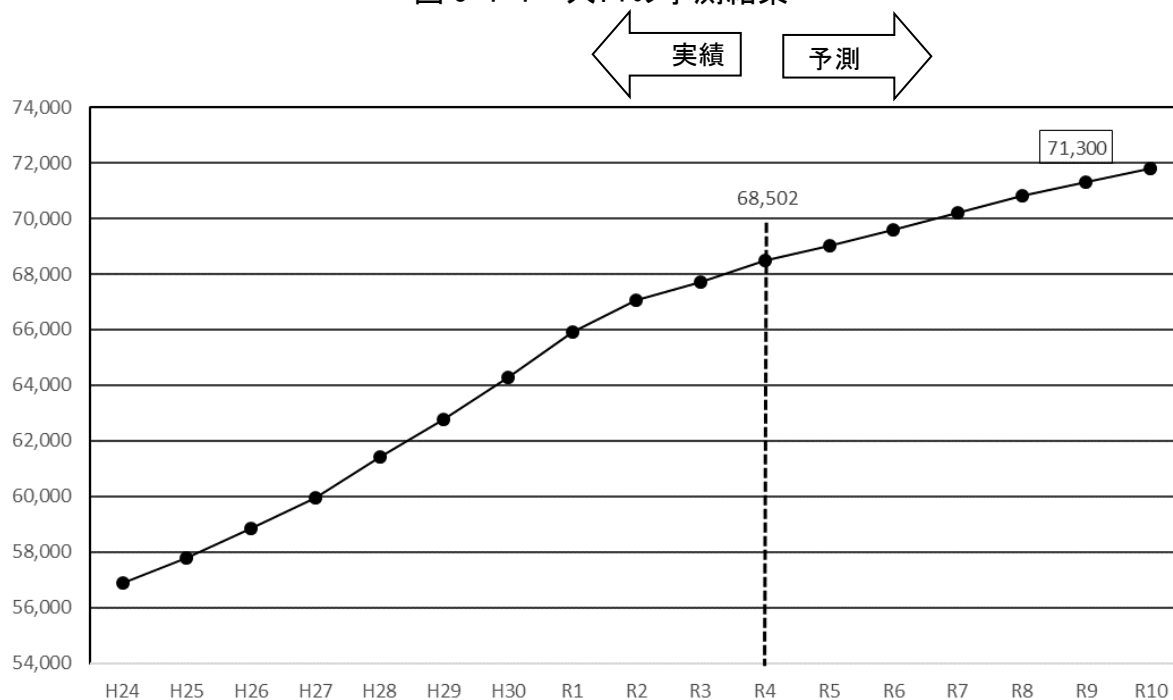
本市の人口の予測結果を、表5-1-1 および図5-1-1 に示します。

表5-1-1 人口の予測結果（各9月30日現在）

（単位：人）

年度		行政区域内人口	年度		行政区域内人口	
実績	平成24	56,885	予測	令和5	69,000	
	平成25	57,778		令和6	69,600	
	平成26	58,850		令和7	70,200	
	平成27	59,934		令和8	70,800	
	平成28	61,436		令和9	71,300	
	平成29	62,782		令和10	71,800	
	平成30	64,282		※住民基本台帳を基礎と市、過去の人口の変化などから推計を行ったもので、今後の大規模開発などによる個別の人口増加要因は含んでいません。		
	令和1	65,916				
	令和2	67,068				
	令和3	67,724				
	令和4	68,502				

図5-1-1 人口の予測結果



第2節 ごみ総排出量の予測

現行体制を継続した場合のごみ排出量の予測結果は表 5-2-1 のとおりです。

表 5-2-1 ごみ総排出量の予測結果（現行体制を踏襲した場合）

年度	総排出量 (t)	日数 (日)	人口 (人)	1人1日あたりのごみ総排出量 (g)	家庭系ごみ (g)	事業系ごみ (g)
令和4(基準年)	21,203	365	68,502	848	662	186
令和5	21,415	366	69,000	848	662	186
令和6	21,543	365	69,600	848	662	186
令和7	21,728	365	70,200	848	662	186
令和8	21,914	365	70,800	848	662	186
令和9	22,129	366	71,300	848	662	186
令和10	22,224	365	71,800	848	662	186

※令和4（基準年）の総排出量については、P13 表 3-2-1 ごみの総排出量を参照

※家庭系ごみ・事業系ごみの排出量については、P19 表 3-3-4 家庭系ごみと事業系ごみの割合を参照

第6章 ごみ処理基本計画

第1節 排出抑制・再使用・資源化計画

1. 計画目標

排出抑制の促進のためには、市民・事業者・行政が、製品の生産・流通・消費の各過程において環境や資源に配慮するという考えが必要です。社会・経済・生活様式を見直してそれぞれの役割と責任を認識し、廃棄物となるものの発生を各段階で抑制し、また再資源化してその利用を促進し、環境への負荷の少ない社会・経済の仕組みをつくっていかねばなりません。

このような認識のもと市民・事業者・行政がそれぞれの役割を明確にし、相互に協力し連携して、ごみの排出抑制・再利用・資源化などを促進し、循環型社会の実現を目指します。

ごみの減量の目標については以下のとおりの考え方で決定しました。

福岡県廃棄物処理計画より一般廃棄物の減量化の目標(平成28年3月発行)

ごみの総排出量(1人1日あたりのごみ総排出量)

平成26年度を基準として平成28年度から令和2年度までの5年間の目標紙および食品廃棄物を5年間で5%削減し、令和2年度の目標値を平成26年度比の-2%とする。

・生活系ごみの目標

家庭ごみから資源ごみを控除した量

紙および食品廃棄物を5年間で5%削減し、令和2年度において生活ごみを1%削減

・事業系ごみ

事業系ごみの排出量のうち食品系廃棄物が28.2%を占めている。

再生利用率の目標

平成26年度実績の21.9%を踏まえ、令和2年度の目標値を23%と設定

1人1日あたりのごみ総排出量の目標

基準年…平成29年度

909 g (1人1日あたりのごみ総排出量)

内〔695 g (家庭系ごみ)〕
訳〔214 g (事業系ごみ)〕

期間…9年間 (平成31年度から令和9年度)

目標

(1) 家庭系ごみの目標

- ・古賀清掃工場の1人1日あたりの家庭系ごみの量×
(平成29年度実施組成調査結果〔紙(リサイクルできるものの割合)〕
+〔食品廃棄物の割合〕)

$$580.33 \text{ g} \times (13.33\% + 43.23\%) = 328.23 \text{ g}$$

- ・紙および食品廃棄物の量を9年間で9%削減 (1年間で1%削減)

$$328.23 \text{ g} \times 9\% = 29.54 \text{ g} \doteq \underline{30 \text{ g}} \quad (1 \text{ 年間で } 3.3 \text{ g 削減})$$

(2) 事業系ごみの目標

- ・古賀清掃工場の1人1日あたりの事業系ごみの量×食品系廃棄物の割合
(福岡県廃棄物処理計画より)

$$183.10 \text{ g} \times 28.2\% = 51.63 \text{ g}$$

- ・食品系廃棄物を9年間で9%削減 (1年間で1%削減)

$$51.63 \text{ g} \times 9\% = 4.6 \text{ g} \doteq \underline{5 \text{ g}} \quad (1 \text{ 年間で } 0.6 \text{ g 削減})$$

(1) + (2) 9年間で 30 g + 5 g = 35 g (1年間で 3.9 g 削減) 削減する

令和9年度の1人1日あたりのごみ総排出量

$$909 - 35 = \underline{874 \text{ g}} \quad (\text{平成29年度比 } -3.9\%)$$

内〔665 g (家庭系ごみ)〕
訳〔209 g (事業系ごみ)〕

※令和4年度の1人1日あたりのごみ総排出量は848gで、すでに目標を達成しているが、令和元年度から令和3年度のコロナ禍の状況を考慮し、令和9年度の目標値を848gとする。

再生利用率の目標

福岡県の目標が実績値を踏まえていることから、基準年である令和4年度の福津市の再生利用率が25.5%であるが、古紙・古布回収量の減少および平成30年度から令和4年度までの実績を踏まえ27%に設定する。

本章で示す排出抑制のための施策を考慮した場合のごみ排出量の予測結果を表 6-1-1 に示します。

具体的な計画目標は、表 6-1-2 のとおりです。目標達成後のごみ排出量の予測結果を表 6-1-3 に示します。

表 6-1-1 ごみ総排出量の予測結果（排出抑制・資源化施策推進後）

年度	総排出量(t)	日数	人口	1人1日あたりのごみ総排出量(g)	家庭系ごみ(g)	事業系ごみ(g)
令和4	21,203	365	68,502	848	662	186
令和5	21,415	366	69,000	848	662	186
令和6	21,543	365	69,600	848	662	186
令和7	21,728	365	70,200	848	662	186
令和8	21,914	365	70,800	848	662	186
令和9	22,129	366	71,300	848 (874)	662 (665)	186 (209)
令和10	22,224	365	71,800	848	662	186

※令和4(基準年)の総排出量については、P13表3-2-1ごみの総排出量を参照

※表中()内は当初計画(平成31年3月策定)の目標値を示しています

表 6-1-2 目標年度(令和9年度)の減量化・資源化目標

項目	目標
1人1日当りのごみ排出量の削減目標	当初目標を令和2年度に達成したが、新型コロナウイルス感染症によりごみの排出が急激に減少した可能性を踏まえ、1人1日当りのごみ排出量を令和4年度実績の848gを維持することを目指します。
再生利用率の目標	分別排出や集団回収などの資源化事業、中間処理での資源回収により、再生利用率を27%とします。

表 6-1-3 目標達成後のごみ排出量

	令和4年度	令和9年度
計画収集人口(人)	68,502	71,300
総排出量(t)	21,203	22,129
原単位(g/人・日)	848	848
総資源化量(t)	5,412	5,975
再生利用率(%)	25.5	27.0

2. 市民・事業者・行政の役割

本市では、目標を達成するために、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

表 6-1-4 市民・事業者・行政の役割

主体	役割
市民	<p>市民1人ひとりがごみを排出する当事者ということ認識し、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。</p> <p>ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを意識し、地域における、ごみ減量、リサイクル活動に積極的に参加するとともに、耐久性のある製品や再生利用しやすい製品を購入するなど、自ら実践していく事が大切です。</p> <p>地域分別排出について、市民は行政区ごとに相互に協力して実施する必要があります。市民の皆さんが分別排出会場を利用できるよう、行政区ごとに分別当番や負担金等の地区のルールを定めて、相互に協力して運営することが大切です。</p>
事業者	<p>事業者は、自らのごみを適正に処理・処分することが原則である事を認識し、発生・排出抑制、資源化によりごみの減量を図るとともに、適正処理を推進する必要があります。</p> <p>また、製品の製造・流通に関わる者として、長持ちする製品の開発や容器包装の簡素化、修理体制の整備など、ごみの発生抑制やリユース・リサイクルに取り組む必要があります。</p>
行政	<p>市は、自ら率先してごみの発生抑制や資源化を維持するとともに、市民や事業者に対して、環境に関する情報や学習機会の提供に努めます。</p> <p>市民・事業者の自主的な活動を支えるとともに、地域・市民団体・事業者がごみの発生抑制や資源化に向けた最適な手法を共有するための土台作りを進めます。</p> <p>ごみの発生抑制・資源化を推進するため、各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、ごみの分別区分や収集体制を見直すなど、新たな施策を立案・実施します。</p> <p>また、ごみの適正な処理・処分を推進するために、近隣市との広域的な協力体制を強化するとともに、新たに災害対策についての検討を進めます。</p>

3. 排出抑制、資源化のための施策

(1) 市民における施策

市民は、自らが次に示す行動を実践するとともに、事業者や行政が実施する取り組みに協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

①資源物の分別排出・集団回収の促進

市民は、可燃ごみ等に含まれる資源物の混入を無くすために、分別排出を徹底し、資源物の資源化を推進します。特に可燃ごみに混入している雑紙類の分別は、住民団体等を通じて集団回収を行うことにより、ごみの減量化とともに地域コミュニティの育成にも役立ちます。

②生ごみの減量化・堆肥化

市民は、可燃ごみの減量化を図るため、可燃ごみの約 **26%** を占める生ごみの減量に努めます。食品ロス^{*}発生抑制のために必要以上の買い物をしないこと、また、生ごみの大部分が水分であることから、十分な水切りを行い、さらに、生ごみ**コンポスト**等を活用して生ごみの減量に努めます。

③マイバッグの利用と容器包装類の回収推進

市民は、買い物時にマイバッグ等を利用することでレジ袋の発生を抑制します。また、スーパーなどが実施している食品用トレイ、ペットボトル、牛乳パック等の容器包装類の回収を活用します。

④使い捨て商品の使用抑制、再生品の使用推進

市民は、ごみの発生抑制のために必要以上の買い物をしません。**家具などの大きなものは長く使えるもの**を買い、**可能な限り修理しながら使います**。再生資源の利用を促進するために、使い捨て商品の使用抑制と再生品の選択、使用に努めます。

⑤環境美化活動

市民は、全市一斉美化運動、ラブアースによるごみ拾い、環境フォーラム等のイベントに参加し、楽しみながら、ごみの発生抑制、資源化の意識を高めるとともに、市民活動の輪を広げます。

(2) 事業者における施策

事業者は、排出者責任[※]に基づき適正にごみを処理し、市民や行政が実施する取り組みに協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

①発生源における排出抑制・資源化

事業者は、排出者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。
また、事業者向けの「[福津市事業所のごみの出し方](#)」(市ホームページに掲載)を活用し、適正な排出を図ります。

②過剰包装の自粛

事業者は、過剰包装を自粛します。

③使い捨て商品の使用抑制

事業者は、使い捨て商品の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

④店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所において資源物の独自の店頭回収を推進します。

⑤多量排出事業者[※]に対する減量化指導の徹底

事業者は、ごみの減量、資源化の推進を図るために、計画書を策定し、履行します。

(3) 行政における施策

行政は、自らが模範となるように次に示す行動を実践するとともに、市民や事業者と協力して、発生抑制、資源化に取り組みます。

①資源物の戸別収集の検討

家庭ごみの分別と資源化促進、高齢化の進展に伴う排出困難者対策等の市民サービスの向上のために、令和5年7月から粗大ごみの有料化・戸別収集を実施しています。分別ごみの戸別収集等については調査研究及び玄海環境組合の構成市町と協議・検討をします。

②製品プラスチックのリサイクル

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチックのリサイクルについては、玄海環境組合の構成市町と協議しながら、実施時期を検討します。

③教育、啓発活動の充実

ア 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。また、今後は新たに食品ロスについての教育を推進し、ごみの減量を図ります。

○環境講座の開催

イ 学習機会の充実

市民が気軽に参加してもらうための講座や環境保全、資源循環に対する知識と学習を習得してもらうための環境フォーラム等のイベント活動を通じて、ごみ減量や資源化の手法等の周知をします。

○出前講座や環境フォーラムの開催

ウ 情報の提供

市民・事業者にも率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるように、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報を広報誌、ホームページを活用して提供します。

○広報紙・ホームページ等による情報提供

○市民、市民団体等の実践行動の紹介

○水切りの方法やグッズに関する情報提供、有効な取り組みの紹介を推進します。

エ 地域における活動の活性化

地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。ごみの減量・資源

化に取り組む市民や市民団体に対する支援を促進します。

また、地域コミュニティにおける人と人との結びつきを強め、単身者、転入者も含めた地域活動や排出ルールの遵守を促進します。

○大規模マンション等の集合住宅の建設、宅地開発等が行われる際は、入居者への排出ルールや集団回収の周知徹底を図る

○ボランティアに対するボランティア専用袋の無料配布

オ 古賀清掃工場・エコロの森における事業の周知及び活動

エコロの森において実施している各種講座等の事業の周知・活用を図ります。また、市民及び市民団体等の環境学習、活動拠点としての利用を推進します。

カ 事業者向け排出**方法の周知**

事業系可燃ごみの排出抑制・減量・資源化を推進するために、事業者向けのごみの排出方法等の周知を行います。

④飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

マイバッグの利用を推奨し、レジ袋等の削減を推進します。

⑤エコ・クッキングの啓発

料理の際に発生する残飯などを抑制するために、食材を無駄なく使うエコ・クッキングの方法についてエコけんが行う講習会などをお知らせし啓発に努めます。

○生涯学習、出前講座等での紹介

※「エコ・クッキング」は、東京ガス(株)の登録商標です

⑥集合住宅管理者等への指導

集合住宅等に関しては、ごみの分別や排出ルールが守られていないケースがあり、集合住宅等の管理者、所有者に対し、集合住宅から発生する廃棄物の管理徹底を行います。

○ルール違反が著しい集合住宅への個別指導

第2節 収集・運搬計画

1. 計画目標

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における市民との接点であり、排出されたごみを生活環境の保全上支障がないよう、中間処理施設や最終処分場まで搬入する手段として位置付けられます。また、多様化するごみの質に対応して収集・運搬体制を整備する必要があります。

本計画においては、**既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われていることを踏まえ**、ごみの発生・排出状況および処理処分体系により、市民サービスの適正化と合理的、効率的な収集・運搬体制を整備することを目的とします。

2. 収集・運搬の方法

(1) 収集区域

収集区域は、市内全域を対象とします。

(2) 収集対象物

本市では、可燃ごみ、粗大ごみおよび分別ごみ（資源物など：14区分）の併せて16分別で収集を行っています。今後、国などの施策に応じた対応を図ります。

(3) 収集・運搬体制

目標年度（令和9年度）における収集体制を**表 3-4-1**に示します。

収集頻度、収集方式とともに基本的には現行どおりとします。高齢者社会に対応した収集方法を検討していきます。

(4) 事業系ごみの収集・運搬方法

事業系ごみは、許可業者による収集または自己搬入とします。

第3節 中間処理計画

1. 計画目標

中間処理は、搬入されたごみをその性状に適した処理方法で衛生的かつ安全に処理することで、減容化と再資源化を行い最終処分場への負担を軽減するために実施されています。

一般的な処分方法としては、可燃ごみの焼却・溶融処理、分別ごみの資源選別処理、不燃ごみ、粗大ごみの破碎・選別処理などが挙げられます。また、このほかに、固形燃料化や堆肥化なども中間処理の方法として考えられます。ここでは、排出されるごみをなるべく分別排出などによって再資源化することを第一としています。それでもなお、焼却・溶融処理、破碎・選別などの中間処理を行うことが必要なごみについては、その量と性状に適した中間処理を行うこととします。

2. 中間処理の方法

目標年度（令和9年度）における中間処理の方法を表6-3-1に示します。

表6-3-1 中間処理の方法（計画目標年度）

種類		処理方法	搬入先
可燃ごみ		ガス化溶融	古賀清掃工場
粗大ごみ		破碎、選別、ガス化溶融	
分別ごみ	飲料かん	選別、圧縮、管	
	金属混合物	破碎、選別、ガス化溶融	
	スプレー缶、カセットボンベ	選別、ガス化溶融	
	ライター	破碎、選別、ガス化溶融	
	びん	選別、保管	
	ガラス	破碎、選別、ガス化溶融	
	紙パック	選別、圧縮、保管、梱包	
	プラ容器包装、食品用トレイ	選別、圧縮、保管、梱包	
	ペットボトル	選別、圧縮、保管、梱包	
	発砲スチロール	選別、減容	
	蛍光管	保管	
	乾電池	保管	
	陶磁器類	埋立	
剪定くず、草等	堆肥化	民間業者	
家庭用小型焼却炉	保管	民間業者・不燃物処理場	
ペンキ	攪拌調色	民間業者	

第4節 最終処分計画

1. 計画目標

廃棄物の処分や作業の中で、最終処分は、生活環境保全に重要なかわりを持っていて、最終処分場は、廃棄物を適切に貯留し、自然界の代謝機能を利用して安定化・無害化を行う施設として今後も必要です。

本市では、排出抑制・資源化施策を実施してごみの減量・資源化に努めつつ、中間処理を行うことで最終処分量の低減化を図った上で、中間処理後の処理残渣について適正な最終処分を行っています。したがって、今後とも現行体制を継続して、最終処分量の軽減のため、ごみの減量、資源化をより一層推進しつつ中間処理による減容化を図り、最終処分場の延命化を図ることを前提として、環境などに配慮した方法で適正に最終処分していくこととします。

2. 最終処分の方法

本市では現在、陶磁器類などは福津市不燃物処理場で埋立処分しています。また、古賀清掃工場のガス化溶融施設から生成するスラグは再資源化を図り、焼却残渣については山元還元により再資源化しています。今後も適正な方法で処分を行っていきます。

第5節 不適正処理対策

1. 不法投棄対策

現在、本市では、特に不法投棄の多い地域で、自治会によるパトロールや環境指導員によるパトロールを実施していますが、不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄などの対策として以下の施策を推進していきます。

- ・「福津市空き缶等の散乱防止及びその再生資源化の促進に関する条例」に基づき、不法投棄の対策を行います。
- ・関係法令に基づき、滞在者などに対する、ごみの持ち帰り運動を進めます。
- ・市民、事業者、環境市民団体との共働により、不法投棄監視の仕組みづくりを行います。

2. 処理困難物対策

廃タイヤや危険物などの処理困難物については、市民自ら販売店やメーカーなどに引き取ってもらっています。また、排出者に対しては、適正な排出方法について広報などで周知徹底を図っていきます。

第6節 災害廃棄物処理計画の策定

大規模災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、交通の断絶等に伴い、平時と同じ収集・運搬・処理・処分の対応が困難です。そのため、福津市災害廃棄物処理計画（平成31年3月31日策定）を基に事前に十分な対策を講じます。

第7章 生活排水処理基本計画

第1節 基本方針と目標年度

1. 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

市内には西郷川をはじめ複数の河川が流れ、玄界灘に注いでいます。西郷川流域では、日蔭野地区の宅地化が進み、大幅に人口が増加しています。

現在、平成20年に福間浄化センターが運用開始したことや河川愛護に対する市民の意識向上により、西郷川の河口付近では生活環境の保全に関する環境基準（BOD^{※1} 3mg/L以下）を平成24年以降下回っています。

今後も西郷川の水質改善にとどまらず、魚が泳ぎ、子どもたちが安心して川で遊べるような、清流の復活を引き続き目指します。

表7-1 西郷川浜田橋（環境基準点）におけるBODの水質検査結果の推移

(単位：mg/L)

平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2	令和3	令和4
1.7	2.7	1.2	1.0	1.2	1.3	1.6	1.3	1.3	1.5	0.8

(資料：うみがめ課)

※1 BOD（生物化学的酸素要求量）：細菌が5日間で、汚れを分解するときに必要な水中の酸素量を示し、汚れた水ほど数値が大きくなります。

(2) 生活排水処理施設の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する啓発を行います。また、生活排水の処理施設を順次整備していきます。処理施設の整備の基本方針は次のとおりです。

- ①生活排水は、一部の地域を除き地域集合型の処理施設を整備し処理します。集合処理施設は「公共下水道（特定環境保全公共下水道^{*}含む）」とし、地域性や施設の特性を十分に考慮して、適切な配置を行い整備します。
- ②上記の集合処理施設での処理が適当ではない地域や分散して立地している家屋は、合併処理浄化槽を設置し処理します。
- ③単独処理浄化槽を設置している家屋は、生活雑排水処理を進めるため、それぞれの状況を勘案しつつ、合併処理浄化槽への転換を指導します。
- ④公共下水道計画区域に含まれない区域の宅地開発などについては、開発の規模に応じて合併処理浄化槽による個別処理を行います。

2. 目標年度

本市の生活排水処理基本計画の目標年度は、令和9年度とします。

なお、中間目標年度は令和4年度とし、諸条件に大きな変動があった場合は、随時見直しを行います。

今回の見直しは、中間目標年度を経過したため、施策の実績などを検証し、昨今の情勢を踏まえて行うものです。

第2節 生活排水処理の現状

1. 生活排水の排出の現状

本市における生活排水の処理体系を図7-1に示します。また生活排水の排出の状況は表7-2に示すとおりです。令和4年度では計画処理区域内人口68,376人のうち、64,880人の生活排水が適正に処理されています。

浄化槽設置整備事業については、公共下水道計画予定区域以外を対象に事業を進めましたが、生活排水対策を更に推進するため、平成18年度以降は、福津市全域（公共下水道認可区域を除く）に事業区域を拡大しました。

公共下水道の福間地区においては、昭和40年に東福間処理区の約63haに事業認可を得て事業に着手しました。また、昭和62年に福間処理区（千鳥地区）の約14haに事業認可を得ました。平成17年に福間処理区の事業認可区域約393haで変更認可を行い、平成20年に福間浄化センターの供用を開始しました。津屋崎地区では、平成8年に津屋崎処理区の公共下水道約99ha、平成9年に特定環境保全公共下水道約48haの認可を取得し、平成14年3月に津屋崎浄化センターが一部供用を開始しています。平成15年に事業計画区域約299haで変更認可を行い、令和4年度の下水道処理区域は約1,297haで処理区域内人口は68,092人です。

図7-1 生活排水の処理体系

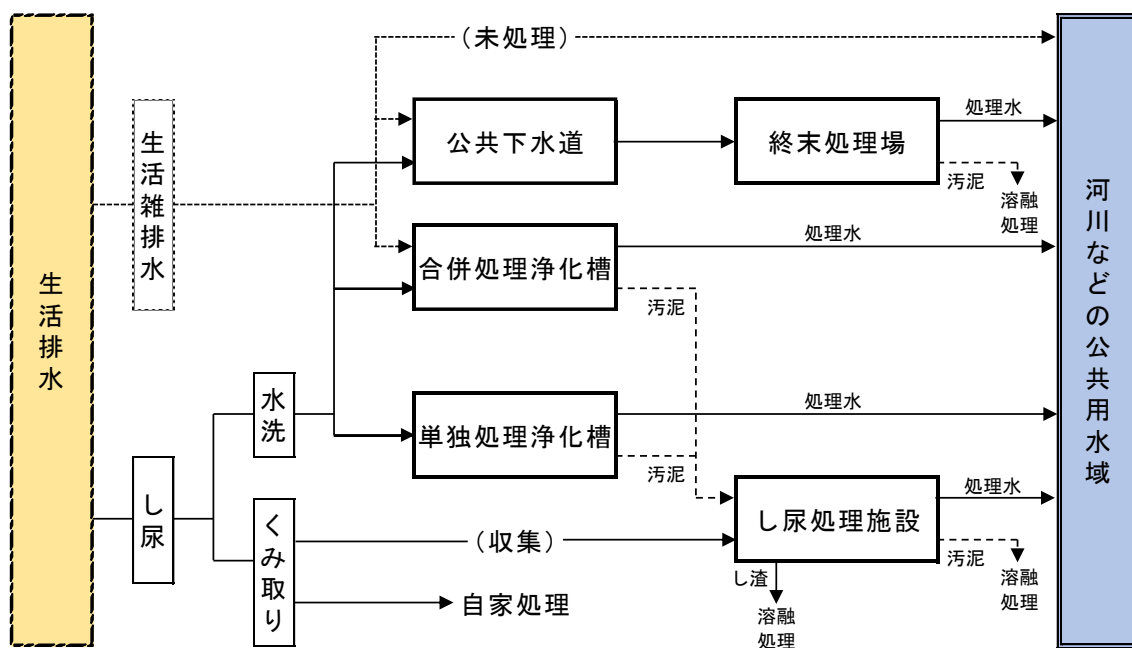


表 7-2 生活排水の排出の状況

単位：人

区分/年度	平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4
1. 総人口	65,102	66,452	67,239	68,085	68,376
(計画処理区域内人口)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2. 水洗化・生活雑排水 処理人口	60,889	62,452	63,517	64,556	64,880
	93.5%	94.0%	94.5%	94.8%	94.9%
公共下水道	57,471	59,451	60,643	61,836	62,338
	88.3%	89.5%	90.2%	90.8%	91.2%
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽	3,418	3,001	2,874	2,720	2,542
	5.3%	4.5%	4.3%	4.0%	3.7%
3. 非水洗化・非生活排水 処理人口	4,213	4,000	3,722	3,529	3,496
	6.5%	6.0%	5.5%	5.2%	5.1%
単独処理浄化槽	1,274	1,172	1,119	1,056	996
	2.0%	1.8%	1.7%	1.6%	1.5%
非水洗化人口（普通便槽、簡易水 洗、クリーントイレ、自家処理）	2,939	2,828	2,603	2,473	2,500
	4.5%	4.3%	3.9%	3.6%	3.7%

注) 総人口は住民基本台帳（各 3 月 31 日現在）による

(資料：うみがめ課)

※平成 31 年度にし尿処理に関する循環型社会形成地域計画の改定を行い、福津市生活排水処理基本計画の人口や排出量等の見直しを行いました。

※コミュニティ・プラントは平成 26 年度以降、公共下水道に接続しています。

2. し尿・浄化槽汚泥の処理状況

(1) 現況

本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、一般廃棄物処理業の許可業者が行っています。浄化槽の清掃については、浄化槽法による浄化槽の清掃業の許可業者が実施しています。

また、本市のし尿と浄化槽汚泥は、宗像地区事務組合のし尿処理施設で処理しています。宗像地区事務組合のし尿処理施設は昭和54年に稼働開始した標準脱窒素処理＋高度処理の処理能力130kl/日の施設であり、令和4年度の稼働率は23.4%です。

なお、宗像地区事務組合のし尿処理施設は、地元との協定により令和6年3月末が使用期限であるため、令和5年12月から古賀市のし尿処理施設で処理をしています。

各施設概要を表7-3に示します。

表7-3 施設概要

名 称	宗像地区事務組合宗像浄化センター（し尿処理場）
設置場所	宗像市曲 1377 番地
処理対象	し尿、浄化槽汚泥、コミプラ汚泥
処理方式	標準脱窒素処理＋高度処理
処理開始年	昭和54年
処理能力	130kl/日

（資料：宗像地区事務組合）

名 称	古賀市海津木苑
設置場所	古賀市鹿部 459 番地
処理対象	し尿、浄化槽汚泥、農業集落排水汚泥
処理方式	高負荷脱窒素処理方式＋汚泥助燃剤化
処理開始年	令和5年
処理能力	52kl/日

（資料：古賀市）

(2) し尿・浄化槽汚泥の排出の状況

し尿・浄化槽汚泥の排出状況は表 7-4 のとおりです。

表 7-4 し尿・浄化槽汚泥の排出状況

区分/年度		平成 30	平成 31	令和 2	令和 3	令和 4
年間量 (kL/年)	し尿	7,768	7,532	7,050	6,141	6,127
	浄化槽汚泥	1,773	2,022	1,742	1,466	1,744
	合計	9,541	9,554	8,792	7,607	7,871
1 日量 (kL/日)	し尿	21.28	20.64	19.26	16.82	16.79
	(前年差)	-	(-0.64)	(-1.38)	(-2.44)	(-0.03)
	浄化槽汚泥	4.86	5.54	4.76	4.02	4.78
	(前年差)	-	(+0.69)	(-0.78)	(-0.74)	(+0.76)
	合計	26.14	26.18	24.02	20.84	21.57
原単位 (L/人・日)	し尿	7.24	7.30	7.40	6.80	6.71
	浄化槽汚泥	1.04	1.33	1.19	1.06	1.35

(資料：うみがめ課)

※1 し尿原単位＝年間量÷365 日÷非水洗化人口×1,000

浄化槽汚泥原単位＝年間量÷365 日÷(単独処理浄化槽＋合併処理浄化槽)×1,000

※2 うるう年の令和 2 年は年間 366 日で算出

第3節 生活排水処理計画

1. 生活排水処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 7-5 のとおりです。

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理については、令和 5 年 11 月までは宗像地区事務組合のし尿処理施設、令和 5 年 12 月からは古賀市のし尿処理施設で処理を行っています。

表 7-5 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	福津市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	福津市
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	(令和 5 年 11 月まで) 宗像地区事務組合
		(令和 5 年 12 月から) 古賀市

2. 処理の目標

「1. 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、すべての生活排水を公共下水道と合併処理浄化槽で処理することを最終目標にしています。令和 9 年度までの計画を以下に示します。

(1) 生活排水処理の目標

生活排水処理の目標を表 7-6 と図 7-2 に示します。生活排水処理の目標としては、生活排水処理率を計画目標年度である令和 9 年度に 96.1%と設定しています。

表 7-6 生活排水処理の目標

生活排水処理率の目標値

区分/年度	平成 30	中間 令和 4	目標年度 令和 9
生活排水処理率	93.5%	94.9%	96.1%

注) 生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

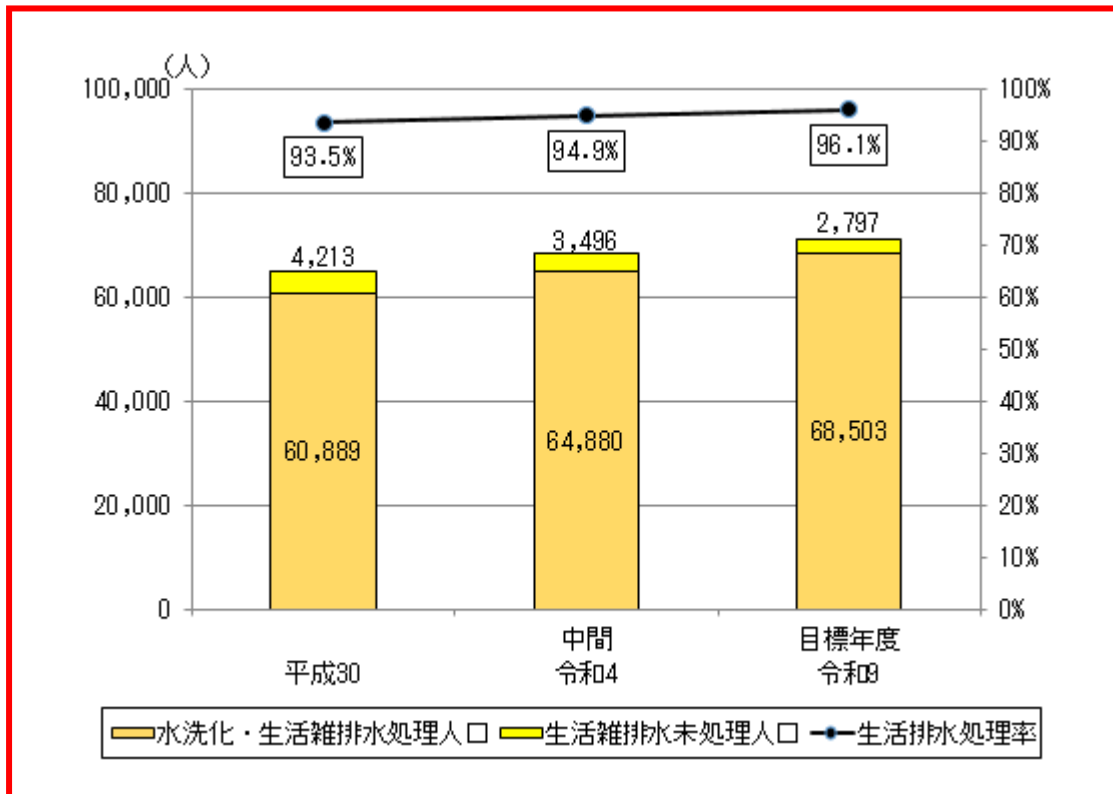
人口の目標値

単位：人

区分/年度	平成 30	中間 令和 4	目標年度 令和 9
総人口（行政区域内人口）	65,102	68,376	71,300
計画処理区域内人口	65,102	68,376	71,300
水洗化・生活雑排水処理人口	60,889	64,880	68,503

(資料：うみがめ課)

図 7-2 生活排水処理の目標



(2) 生活排水の処理形態別内訳

生活排水の処理形態別内訳を、表 7-7 に示します。また、処理形態別人口の推移は、表 7-8 と図 7-3 に示します。

表 7-7 生活排水の処理形態別内訳

単位：人

区分/年度	平成30	中間 令和4	目標年度 令和9
1. 総人口（計画処理区域内人口）	65,102	68,376	71,300
	100.0%	100.0%	100.0%
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	60,889	64,880	68,503
	93.5%	94.9%	96.1%
公共下水道	57,471	62,338	66,464
	88.3%	91.2%	93.2%
コミュニティ・プラント	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%
合併処理浄化槽	3,418	2,542	2,039
	5.3%	3.7%	2.9%
3. 非水洗化・非生活雑排水処理人口	4,213	3,496	2,798
	6.5%	5.1%	3.9%
単独処理浄化槽	1,274	996	797
	2.0%	1.5%	1.1%
非水洗化人口 （普通便槽、簡易水洗、クリーントイレ、自家処理）	2,939	2,500	2,001
	4.5%	3.7%	2.8%

（資料：うみがめ課）

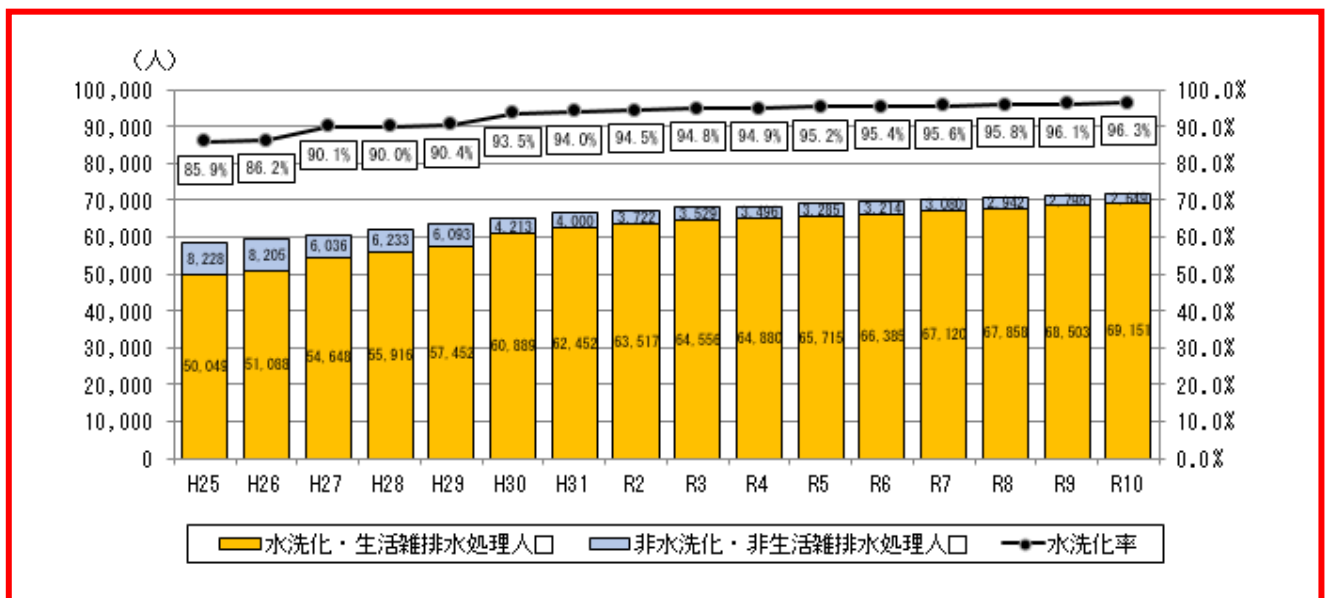
表 7-8 処理形態別人口の推移

単位：人

年度	計画処理 区域内人口	水洗化・生活雑排水処理人口						非水洗化・非生活雑排水処理人口				
		公共 下水道	コミュニティ・ プラント	合併処理 浄化槽	計	処理率	単独処理 浄化槽	非水洗化人口 (普通民権、簡易水洗、クリー ントイレ、自家処理)	計	処理率		
実績	H25	58,277	37,840	3,628	8,581	50,049	85.9%	358	7,870	8,228	14.1%	
	H26	59,293	40,879	0	10,209	51,088	86.2%	425	7,780	8,205	13.8%	
	H27	60,684	44,548	0	10,100	54,648	90.1%	421	5,615	6,036	9.9%	
	H28	62,149	47,329	0	8,587	55,916	90.0%	357	5,876	6,233	10.0%	
	H29	63,545	49,441	0	8,011	57,452	90.4%	1,037	5,056	6,093	9.6%	
	H30	65,102	57,471	0	3,418	60,889	93.5%	1,274	2,939	4,213	6.5%	
	H31	66,452	59,451	0	3,001	62,452	94.0%	1,172	2,828	4,000	6.0%	
	R2	67,239	60,643	0	2,874	63,517	94.5%	1,119	2,603	3,722	5.5%	
	R3	68,085	61,836	0	2,720	64,556	94.8%	1,056	2,473	3,529	5.2%	
	R4	68,376	62,338	0	2,542	64,880	94.9%	996	2,500	3,496	5.1%	
予測	R5	69,000	63,320	0	2,395	65,715	95.2%	936	2,349	3,285	4.8%	
	R6	69,600	64,043	0	2,342	66,385	95.4%	916	2,298	3,214	4.6%	
	R7	70,200	64,876	0	2,244	67,120	95.6%	878	2,202	3,080	4.4%	
	R8	70,800	65,714	0	2,144	67,858	95.8%	838	2,104	2,942	4.2%	
	R9	71,300	66,464	0	2,039	68,503	96.1%	797	2,001	2,798	3.9%	
	R10	71,800	67,219	0	1,932	69,151	96.3%	755	1,894	2,649	3.7%	

(資料：うみがめ課)

図 7-3 処理形態別人口の推移



3. 生活雑排水を処理する区域及び人口など

(1) 公共下水道の推進区域

本市では、市街化区域と用途地域を中心とした既存集落を対象に経済性、社会的条件、事業効果などから判断して、ほとんどの既存集落を公共下水道事業で整備することとしました。

福間処理区においては、平成 30 年度に全体計画を見直し、計画区 893.27ha、計画人口 50,250 人、計画目標年度は令和 22 年となっています。

津屋崎処理区においては、平成 30 年度に全体計画を見直し、計画区域 521.68ha、計画人口 17,450 人、計画目標年度は令和 22 年となっています。

(2) 合併処理浄化槽の推進区域

現在、全市域で公共下水道が 99.6%整備されましたが、事業完了予定は令和 7 年度と事業期間は長期にわたっています。

このため、地形・位置などにより将来的にも公共下水道による整備が望めない地域と併せて、下水道計画区域（公共下水道事業認可区域を除く）でも合併処理浄化槽による生活排水処理を推進していくこととします。

4. 施設とその設備計画の概要

施設とその整備計画の概要を表 7-9 に示します。

表 7-9 施設とその整備計画の概要

		計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込 (百万円)
公共 下水道	福間処理区	全体計画	893.27 ha 50,250 人	昭和 40 年～令和 22 年	28,419
		事業計画	873.89 ha 50,100 人	昭和 40 年～令和 7 年	26,207
	津屋崎処理区	全体計画	521.68 ha 17,450 人	平成 8 年～令和 22 年	19,618
		事業計画	442.68 ha 17,400 人	平成 8 年～令和 7 年	19,545
浄化槽	市内全域	2,039 人	令和 9 年度の合併処理 浄化槽人口	—	
し尿処理場	—	130 kL/日	(令和 5 年 11 月まで処理)	—	
		52 kL/日	(令和 5 年 12 月から処理)		

(資料：下水道課、うみがめ課)

5. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬・最終処分は、現行体制を継続します。
 収集・運搬の量の推移を表 7-10 と図 7-4 に、し尿・浄化槽汚泥量の推移
 を表 7-11 と図 7-5 に示します。

表 7-10 収集・運搬の量

単位：kL/年

区分/年度	平成 30	中間 令和 4	目標年度 令和 9
汲み取りし尿	7,768	6,127	5,178
浄化槽汚泥	1,773	1,744	1,232
合計	9,541	7,871	6,410

(資料：うみがめ課)

図 7-4 し尿・浄化槽汚泥収集・運搬量の推移

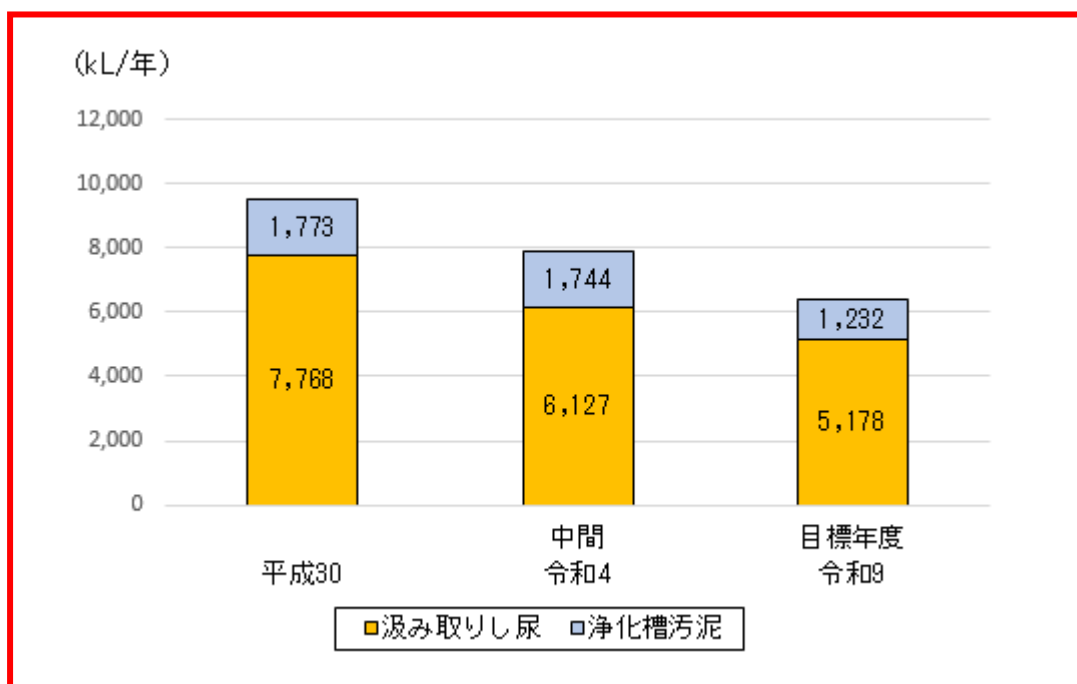
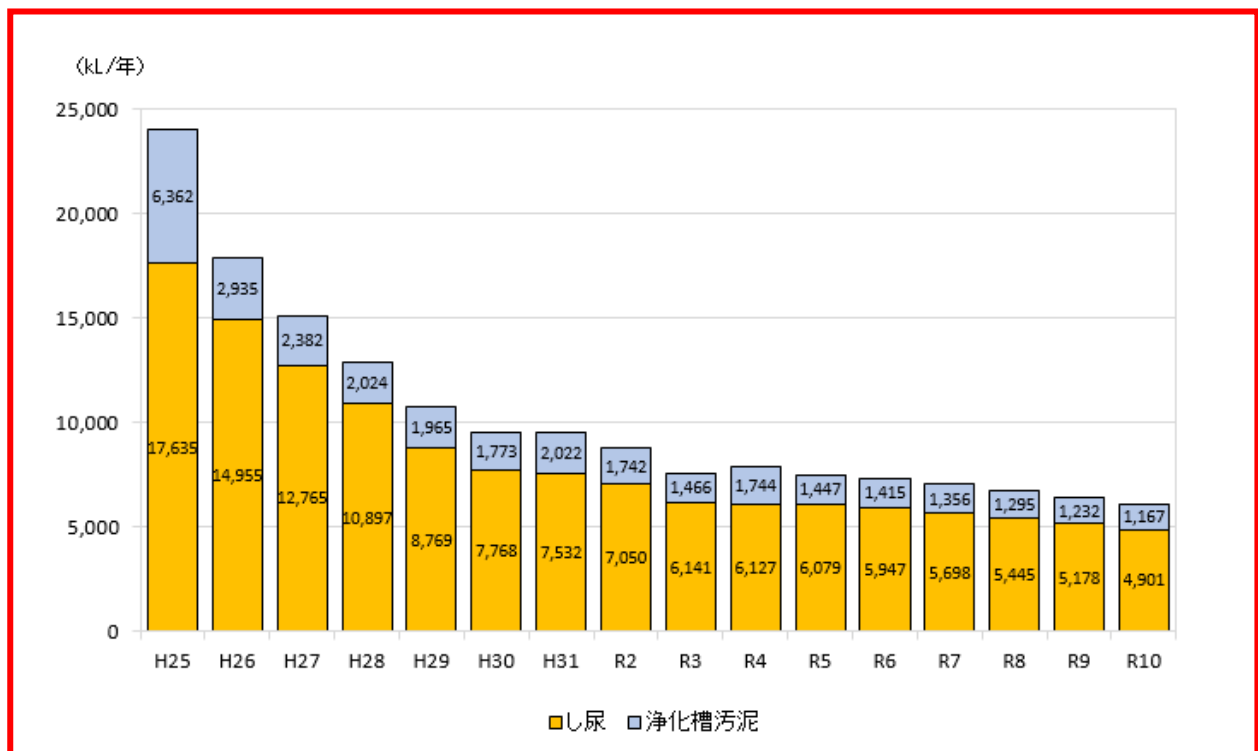


表 7-11 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

年度	し尿		浄化槽汚泥				合計		
	人口 (人)	収集量 (kL/年)	合計 (人)	合併処理 浄化槽	単独処理 浄化槽	収集量 (kL/年)	(kL/年)	(kL/日)	
実績	H25	7,870	17,635	8,939	8,581	358	6,362	23,997	65.75
	H26	7,780	14,955	10,634	10,209	425	2,935	17,890	49.01
	H27	5,615	12,765	10,521	10,100	421	2,382	15,147	41.50
	H28	5,876	10,897	8,944	8,587	357	2,024	12,921	35.40
	H29	5,056	8,769	9,048	8,011	1,037	1,965	10,734	29.40
	H30	2,939	7,768	4,692	3,418	1,274	1,773	9,541	26.14
	H31	2,828	7,532	4,173	3,001	1,172	2,022	9,554	26.18
	R2	2,603	7,050	3,993	2,874	1,119	1,742	8,792	24.02
	R3	2,473	6,141	3,778	2,720	1,058	1,466	7,607	20.84
	R4	2,500	6,127	3,538	2,542	996	1,744	7,871	21.57
予測	R5	2,349	6,079	3,331	2,395	936	1,447	7,526	20.62
	R6	2,298	5,947	3,258	2,342	916	1,415	7,362	20.17
	R7	2,202	5,698	3,122	2,244	878	1,356	7,054	19.33
	R8	2,104	5,445	2,982	2,144	838	1,295	6,740	18.47
	R9	2,001	5,178	2,836	2,039	797	1,232	6,410	17.56
	R10	1,894	4,901	2,687	1,932	755	1,167	6,068	16.62

(資料：うみがめ課)

図 7-5 し尿・浄化槽汚泥量の推移



6. その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について市民に周知を図るため、広報による啓発を実施します。

また、浄化槽については、定期的な保守点検と清掃、汚泥収集運搬と定期検査について、浄化槽技術管理者、関係許可業者や宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携をとり指導や啓発の徹底に努めます。

用語の解説（五十音順）

あわせ産廃	市町村は一般廃棄物を処理する義務はあり、産業廃棄物については処理をしなくてもいいが、市町村が認めた場合は産業廃棄物についてもあわせて処理できる廃棄物のこと。
一般廃棄物処理基本計画	廃棄物処理法第6条に基づき、市町村がその区域内の一般廃棄物の適正な処理を行うために定める計画。長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成。
家庭系ごみ	家庭から排出される廃棄物。主に燃えるごみ、分別ごみ、集団回収。
下水汚泥	下水処理過程で発生するもの。産業廃棄物。
ごみ処理基本計画策定指針	一般廃棄物処理基本計画を策定するために環境省が作成した方針。平成28年9月25日に改定。
再生利用率	「総資源化量」÷「ごみの総排出量」 本計画ではごみ処理基本計画策定指針に則り、目標値は再生利用率を採用。国については再生利用率を公表していないため、参考としてリサイクル率（「総資源化量」÷「ごみ処理量+集団回収」）を掲載している。
事業系ごみ	事業活動に伴って生じた廃棄物。事業系一般廃棄物と産業廃棄物があるが本計画では事業系一般廃棄物を示す。
自己搬入	自身で直接工場等に搬入すること。
循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律。
焼却残渣	燃やすごみを溶融処理した際に排ガスから取り出された処理残渣。脱塩残渣（キレート無し）、溶融飛灰を指す。 脱塩残渣は外部山元還元処理委託（重曹処理）を行っている。 溶融飛灰は外部山元還元処理委託（活性炭処理）を行っている。
焼却施設残渣資源化量	焼却施設より回収された資源（鉄、アルミ、スラグ等）のこと。
使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	本計画では通称の「小型家電リサイクル法」を用いる。「家電リサイクル法」の対象とならないデジタルカメラやゲーム機等の小型電子機器について、主務大臣による基本方針及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	本計画では通称の「食品リサイクル法」を用いる。生産者や販売者などに食品廃棄物の減量・リサイクルを義務つけた法律。

用語の解説

食品ロス	食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。例えば食べ残しや、安売りなどで大量に買ったが食べ切れなかった食品、野菜の皮を厚くむき過ぎたものなどといった、本来食べられるのに廃棄される食品。
スラグ	可燃ごみを焼却施設で焼却した際にできる灰を高温で溶かし熔融し、冷やしたもの。直径 5mm 以下の砂の粒に似た大きさである。アスファルトの材料として再利用されることが多い。
総資源化量	本計画では、古賀清掃工場総資源化総量、集団回収・拠点回収量、剪定くずの回収量を示す。
組成調査	ごみの品目（組成）の重量比を求める調査。
多量排出事業者	事業用建築物の床面積の基準とごみの排出量による基準が定められており、いずれかに該当する事業所を有する事業者。
地域分別排出	市民は、市によって事前に届けられた分別用コンテナ等を、地域分別ステーションの実施日に、会場に設置して、分別排出を行う。分別排出終了後は、分別ごみを1カ所にまとめてブルーシートを掛ける。市は後日、排出された分別ごみを収集し、運搬する。
中間処理	可燃ごみの焼却処理や金属ごみの破砕処理などごみを減量・減容すること。
特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち主に市街化区域以外で設置される下水道
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	本計画では通称の「廃棄物処理法」を用いる。廃棄物の定義や処理や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。
排出者責任	廃棄物等を排出するものが、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきとの考え方。
やまもとかんげん 山元還元	熔融飛灰、脱塩残渣から非鉄金属を回収し再使用する一連の操作、処理残渣を埋立処分せず、山元（鉱山や精錬所）に戻すという有価金属の再利用のこと。
リサイクルプラザ資源化量	人の手や機械などを通じた中間処理を行った資源化量。（飲料缶、ペットボトル等）
リサイクルプラザ直接資源化量	人の手や機械などを通じた中間処理を行わずに直接資源化した量。（自転車等の大型金属、段ボール等）

第2次福津市一般廃棄物処理基本計画 中間見直し（令和6年～令和9年度）

令和6年（2024年）6月

編集・発行 福津市うみがめ課

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号

TEL : 0940-62-5019

FAX : 0940-43-9005

E-mail : umigame@city.fukutsu.lg.jp
